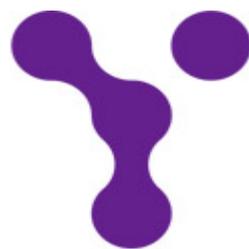


# 学 生 便 覧

大学院医学工学総合教育部  
工学領域（修士課程・博士課程）

## Student Handbook

University of Yamanashi Department of  
Education Interdisciplinary  
Graduate School of Medicine and Engineering  
Division of Engineering  
(Master's Program and PhD Program)



UNIVERSITY  
OF  
YAMANASHI

**2013**

平成 25 年度

**山梨大学**

# 学 生 便 覧 目 次

## ◎ 学則・諸規程

1. 山梨大学大学院学則	1
2. 山梨大学学位規程	13
3. 山梨大学英文学位記交付要領	18
4. 山梨大学大学院研究生規程	19
5. 山梨大学大学院科目等履修生規程	21
6. 山梨大学外国人留学生規則	23
7. 山梨大学大学院医学工学総合教育部G P A制度に関する要項	25
8. 山梨大学大学院医学工学総合教育部規程	28
9. 大学院医学工学総合教育部規程工学領域履修細則	68
10. 大学院医学工学総合教育部工学領域学位審査要項	70
11. 工学領域学位論文又は研究成果報告書執筆要項	77

# 1 山梨大学大学院学則

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
	平成17年	12月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成20年	1月23日	
	平成20年	3月19日	
	平成21年	3月18日	
	平成21年	10月30日	
	平成24年	7月25日	

## 第1節 総則

### (目的及び使命)

第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。

2 教育学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 医学工学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。

4 医学工学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 教育学研究科教職大学院の課程は、地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場で創成しリードする力を育成することを目的とする。

### (研究科、教育部)

第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。

#### 教育学研究科

##### 修士課程

教育支援科学専攻

教科教育専攻

##### 教職大学院の課程

教育実践創成専攻

#### 医学工学総合教育部

##### 博士課程

##### 4年博士課程

先進医療科学専攻

生体制御学専攻

##### 3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

人間環境医工学専攻

機能材料システム工学専攻

情報機能システム工学専攻

環境社会創生工学専攻

##### 修士課程

医科学専攻

看護学専攻

機械システム工学専攻  
電気電子システム工学専攻  
コンピュータ・メディア工学専攻  
土木環境工学専攻  
応用化学専攻  
生命工学専攻  
持続社会形成専攻  
人間システム工学専攻

(研究部)

第3条 大学院に医学工学総合研究部を置く。

(定員等)

第4条 大学院の入学定員及び収容定員は、別表のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日（10月1日）

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第9条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

（教職大学院の課程の入学資格）

第9条の2 教職大学院の課程に入学することができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状（一種）を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

（4年博士課程の入学資格）

第10条 4年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科を卒業した者
- (2) 大学の歯学部を卒業した者
- (3) 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (9) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (10) 我が国において、外国の大学の16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (11) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (12) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学部医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

（3年博士課程の入学資格）

第11条 3年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に授与される文部科学大臣の定める学位（以下この条において「専門職学位」という。）を有する者

- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同様以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同様以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学出願の手続）

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

（入学者の選考）

第13条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第14条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学宣誓書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

（再入学）

第15条 大学院を退学した者、又は第36条第5号の規定により除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

（転入学）

第16条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学院の研究科長、教育部長又は学長の許可証を提出しなければならない。

（転専攻等）

第17条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の学生で、他の専攻及びそれに設置されるコースへ転専攻、転コースを志願する者については、当該研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うコース(以下「修士課程短期特別コース」という。)の標準修業年限は1年とする。

3 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースには2年を超えて在学することができない。

3 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。

4 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。

5 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の議を経て、学長が決定する。

(長期履修学生)

第19条の2 大学院(教職大学院の課程を除く。)において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。

2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第20条 大学院(教職大学院の課程を除く。)の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則(以下「教育学研究科規則」という。)の定めるところによる。

5 医学工学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医学工学総合教育部規程(以下「教育部規程」という。)の定めるところによる。

(単位の計算基準)

第20条の2 1単位の授業科目に必要な学修の時間及び計算基準については、山梨大学学則第24条を準用する。

2 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するときは、その組合せに応じ、前項により準用する規程を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価の基準等)

第20条の3 教育学研究科及び医学工学総合教育部は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 教育学研究科及び医学工学総合教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科又は教育部における授業科目の履修)

第22条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の研究科又は教育部において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科又は教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第23条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の大学院（外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(他の大学院等における研究指導)

第24条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)

第25条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(単位修得の認定等)

第27条 各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告又はその他の審査により行う。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(教育職員の免許状)

第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院において前項の所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、教育学研究科規則又は教育部規程の定めるところによる。

(教育方法等に関するその他の事項)

第29条 第20条から第28条に定めるもののほか、教育方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第30条 学生が他の大学院等で修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条及び第19条の期間に算入する。ただし、休学によって他の大学院等で学修したものは、第37条、第38条及び第39条に規定する課程の修了要件とはならない。

(休学)

第31条 学生が、病気その他特別の理由により2月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、所定の手続を経て学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第32条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあつては2年、4年博士課程にあつては4年、3年博士課程にあつては3年まで休学を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースの休学の期間は、通算して、1年を超えることはできない。

3 休学した期間は、第19条、第37条、第38条及び第39条の期間に算入しない。

(復学)

第33条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、復学することができる。

(転学)

第34条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 学生が、退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所属研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (2) 修士課程短期特別コースに2年在学して、なお、第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (3) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (4) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (5) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者
- (6) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (7) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (8) 長期間にわたり行方不明の者

#### 第7節 課程の修了要件及び学位の授与

##### (修士課程の修了要件)

第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育学研究科規則又は教育部規程で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程短期特別コースにあつては、1年以上在学し、教育部規程で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

##### (教職大学院の課程の修了要件)

第37条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上(実習10単位を含む。)を修得することとする。

##### (博士論文研究基礎力審査による修了)

第37条の3 大学院設置基準第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、第37条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査(この条において「博士論文研究基礎力審査」という。)に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該課程において修得すべきものについての審査

- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

##### (4年博士課程の修了要件)

第38条 4年博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、教育部規程に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

##### (3年博士課程の修了要件)

第39条 3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、教育部規程で定める授業科目について、ヒューマンヘルスケア学専攻においては16単位以上、他の専攻においては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第37条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の3年博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第39条の2 教職大学院の課程は、前条に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校を確保するものとする。

(学位の授与等)

第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。

2 教職大学院の課程の修了を認定された者に対して、教職修士(専門職)の学位を授与する。

3 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。

4 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。

5 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位規程の定めるところによる。

## 第8節 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に価する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第42条 大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属研究科委員会又は教育部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第19条に規定する在学年限には算入する。

## 第9節 研究生等

(研究生)

第43条 大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院(教職大学院の課程を除く。)において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入

学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の授業科目の履修を志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院(教職大学院の課程を除く。)に学生として入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院(教職大学院の課程を除く。)に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10節 その他

(検定料、入学料及び授業料)

第48条 検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(改正)

第49条 この学則の改正については、経営協議会及び教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 山梨大学大学院学則(平成7年4月1日制定)、山梨医科大学大学院規則(昭和61年4月1日制定)及び山梨大学大学院学則(平成14年10月1日制定)は、廃止する。

3 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定に基づき、山梨大学大学院及び山梨医科大学大学院を修了するために必要であった教育課程の履修を本大学院において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年9月9日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 前項の規程にかかわらず、物質・生命工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 物質・生命工学専攻及び自然機能開発専攻の平成20年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専攻	収容定員
物質・生命工学専攻	30人
自然機能開発専攻	52人

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、自然機能開発専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の各専攻及び教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 教育学研究科修士課程及び教職大学院の課程の平成22年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6 (1)
		障害児教育専攻	3
		教育支援科学専攻	6 (1)
		教科教育専攻	55 (5)
		計	70 (7)
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14

- 転専攻等については、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前に在学する者は、コースを専修と読み替えるものとする。
- 第4条に定める医学工学総合教育部博士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻名	収容定員			
			平成22年度	平成23年度	平成24年度	
医学工学総合教育部	4年	先進医療科学専攻	80	76	72	
		生体制御学専攻	46	44	42	
		計	126	120	114	
	3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	12	12	12	
		人間環境医工学専攻	52	50	48	
		機能材料システム工学専攻	36	33	30	
		情報機能システム工学専攻	33	30	27	
		環境社会創生工学専攻	36	33	30	
		計	169	158	147	
		計	295	278	261	
	合計			(7)	(6)	(6)
				879	862	845
			[6]	[6]	[6]	

別表（第4条関係）

（単位：人）

研究科	課程	専攻名	入学定員	収容定員	
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)	12 (2)	
		教科教育専攻	22 (2)	44 (4)	
		計	28 (3)	56 (6)	
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14	28	
医学工学総合教育部	修士課程	医科学専攻	20	40	
		看護学専攻	16	32	
		機械システム工学専攻	33	66	
		電気電子システム工学専攻	27	54	
		コンピュータ・メディア工学専攻	30	60	
		土木環境工学専攻	27	54	
		応用化学専攻	30	60	
		生命工学専攻	22	44	
		持続社会形成専攻	30 [6]	54 [6]	
		人間システム工学専攻	18	36	
		計	253 [6]	500 [6]	
	博士課程	4年	先進医療科学専攻	17	68
			生体制御学専攻	10	40
			計	27	108
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
			人間環境医工学専攻	16	48
			機能材料システム工学専攻	10	30
			情報機能システム工学専攻	9	27
			環境社会創生工学専攻	10	30
			計	49	147
計		76	255		
合計			371 (3) [6]	839 (6) [6]	

(注) 1 ( ) は外国人留学生で内数

2 [ ] は修士課程短期特別コースの学生で内数

## 附 則

この学則は、平成24年7月25日から施行する。

## 2 山梨大学学位規程

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成19年10月		1日
	平成20年	3月19日	
	平成21年	3月18日	
	平成21年10月30日		
	平成23年11月30日		
	平成24年	2月22日	
	平成25年	4月24日	

### (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第38条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第5項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

### (学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育人間科学部	学士（教育）
〃	学士（教養）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（生命工学）
〃	学士（農学）
〃	学士（環境科学）
〃	学士（社会科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学研究科修士課程	修士（教育学）
医学工学総合教育部修士課程	
医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
機械システム工学専攻	修士（工学）
電気電子システム工学専攻	修士（工学）
コンピュータ・メディア工学専攻	修士（工学）
土木環境工学専攻	修士（工学）
応用化学専攻	修士（工学）
生命工学専攻	修士（工学）
持続社会形成専攻	修士（工学）
〃	修士（学術）
人間システム工学専攻	修士（工学）
クリーンエネルギー特別教育プログラム	修士（工学）
ワイン科学特別教育プログラム	修士（工学）
組込み型統合システム開発教育プログラム	修士（工学）
国際流域環境科学特別教育プログラム	修士（工学）
グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム	修士（工学）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

## 医学工学総合教育部博士課程

### 4年博士課程

先進医療科学専攻	博士（医学）
生体制御学専攻	博士（医学）

### 3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
人間環境医工学専攻	博士（医科学）
〃	博士（医工学）
〃	博士（情報科学）
機能材料システム工学専攻	博士（工学）
情報機能システム工学専攻	博士（工学）
環境社会創生工学専攻	博士（工学）
〃	博士（学術）
グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム	博士（工学）

### （学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。

4 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。

5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

### （学位論文の中間審査）

第4条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

### （修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出）

第5条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医学工学総合教育部長に提出するものとする。

### （修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出）

第5条の2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果（以下「研究成果」という。）の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医学工学総合教育部長に提出するものとする。

### （課程を経ない者の学位授与の申請）

第6条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医学工学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

(学位論文又は研究成果の提出)

第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

(学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 教育学研究科長は、第5条により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験を教育学研究科委員会に付託するものとする。

2 医学工学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医学工学総合教育部教授会に付託するものとする。

(審査委員)

第10条 教育学研究科委員会及び医学工学総合教育部教授会（以下「研究科委員会等」という。）は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。

2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

(最終試験)

第11条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第5項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第13条 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医学工学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第14条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医学工学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医学工学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第15条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって当該研究科委員会等に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第16条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第17条 教育学研究科長又は医学工学総合教育部長は、前条第1項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第18条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないと考えられた者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。

2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文(博士)」又は「山梨大学審査学位論文(博士)要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第22条 本学の修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第23条 本学において修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は当該研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 博士課程を経ない者に対する学位の授与は、医学工学総合教育部博士課程を修了した者に学位を授与した後において第2条第4項の課程ごとに取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に物質・生命工学専攻に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に自然機能開発専攻に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部及び工学部に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成24年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学及び転入学する者については、従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式 略

### 3 山梨大学英文学位記交付要領

(趣旨)

1 この要領は、山梨大学（以下「本学」という。）において修士又は博士の学位を授与された者に対して、英文による学位記の副本（以下「英文学位記」という。）を交付することについて定めるものである。

(英文学位記の交付)

2 本学において修士又は博士の学位を授与された者で、英文学位記の交付を希望する者に対して交付するものとする。

(英文学位記の様式)

3 英文学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(研究科等の英文名)

4 研究科・教育部、専攻及び学位の英文名は、別表のとおりとする。

(英文学位記の交付方法)

5 英文学位記は、学位記と同一日付で交付するものとする。

附 記

この要領は、平成18年11月21日から実施する。

別記様式及び別表 略

## 4 山梨大学大学院研究生規程

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、山梨大学大学院（以下「大学院」という。）の研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、医学工学総合教育部の次の専攻については、月の始めに入学させることができる。

修士課程	医科学専攻 看護学専攻
4年博士課程	先進医療科学専攻 生体制御学専攻
3年博士課程	ヒューマンヘルスケア学専攻 人間環境医工学専攻（生体環境学コース）

(入学資格)

第3条 修士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第9条の規定に該当する者とする。

2 医学工学総合教育部4年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第10条の規定に該当する者とする。

3 医学工学総合教育部3年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第11条の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願しようとする者は、指導を受けようとする教員（以下「指導教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、教育学研究科又は医学工学総合教育部の長に願い出るものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (5) 健康診断書
- (6) 推薦書（学校、企業等に勤務している者にあつては、その所属長の承認書）
- (7) その他大学院が必要と認める書類

2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 研究生の選考は、それぞれ次の委員会又は教授会が行う。

教育学研究科
教育学研究科委員会
医学工学総合教育部
医学工学総合教育部教授会

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、第2条ただし書きの規定により入学した者については、入学年度を超えないものとする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、指導教員の承諾を得て、教育学研究科又は医学工学総合教育部の長を経由し学長に願い出るものとする。

(退学)

第8条 研究生は、途中で退学しようとするときは、指導教員の承諾を得た後、教育学研究科委員会又は医学工学総合教育部教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 研究に要する経費は、研究生の負担とすることがある。

(証明書の交付)

第10条 教育学研究科又は医学工学総合教育部の長は、指導教員の認定により研究証明書を交付することができる。

(除籍)

第11条 学長は、指導教員が研究生として適当でないと認めた場合は、教育学研究科委員会又は医学工学総合教育部教授会の議を経て、これを除籍することができる。

(諸規則等の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他学内諸規則の学生に関する規程は、研究生にこれを準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 5 山梨大学大学院科目等履修生規程

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学大学院学則第44条第2項の規定に基づき、山梨大学大学院(以下「大学院」という。)の科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 修士課程の科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第9条の規定に該当する者とする。

2 医学工学総合教育部4年博士課程の科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第10条の規定に該当する者とする。

3 医学工学総合教育部3年博士課程の科目等履修生として入学することのできる者は、大学院学則第11条の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、あらかじめ授業科目担当教員(以下「授業科目担当教員」という。)の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、教育学研究科又は医学工学総合教育部の長に願出するものとする。

(1) 入学願書(所定の様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書

(4) 最終学校の成績証明書

(5) 健康診断書

(6) 推薦書(学校、企業等に勤務している者にあつては、所属長の承認書)

(7) その他大学院が必要と認める書類

2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 科目等履修生の選考は、それぞれ次の委員会又は教授会が行う。

教育学研究科

教育学研究科委員会

医学工学総合教育部

医学工学総合教育部教授会

(入学の手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、科目等履修生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、入学日の属する年度内とする。

(履修科目の制限)

第8条 科目等履修生が1年以内に修得できる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 教育学研究科及び医学工学総合教育部修士課程にあつては20単位以内。ただし、医学専攻及び看護学専攻にあつては10単位以内
- (2) 医学工学総合教育部4年博士課程にあつては10単位以内
- (3) 医学工学総合教育部3年博士課程にあつては8単位以内

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(証明書の交付)

第10条 教育学研究科又は医学工学総合教育部の長は、科目等履修生が所定の期間履修し、単位を修得した科目について証明書を交付する。

(除籍)

第11条 学長は、授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと認めた場合は、教育学研究科委員会又は医学工学総合教育部教授会の議を経て、これを除籍する。

(学則等の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他学内諸規則の学生に関する規程は、科目等履修生にこれを準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 6 山梨大学外国人留学生規則

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第44条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第47条第3項の規程に基づき、外国人留学生に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格により、本学に入学を許可された者をいう。

(区分)

第3条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 専攻科学生
- (4) 研究生
- (5) 科目等履修生
- (6) 特別聴講学生
- (7) 特別研究学生

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。ただし、研究生については、月の始めとすることができる。

(入学資格)

第5条 外国人留学生の入学資格は、第3条の区分に応じ、それぞれ学則、大学院学則、山梨大学専攻科規則、山梨大学研究生規程、山梨大学大学院研究生規程、山梨大学科目等履修生規程、山梨大学大学院科目等履修生規程の定めるところによる。

(入学出願の手続)

第6条 外国人留学生として入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添え、学長に願い出なければならない。

(合格者の選考)

第7条 合格者の選考は、学力、人物、健康等のほか、修学に必要な語学力について行う。  
2 前項の選考結果による合格者の決定は、当該学部の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れ)

第8条 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れについては、第6条及び第7条の規定にかかわらず、文部科学省からの依頼に基づき、当該学部又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(特別聴講学生及び特別研究学生の受入れ)

第9条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れについては、第6条及び第7条の規定にかかわらず、それぞれ山梨大学学生交流規則、山梨大学大学院特別研究学生交流規則の定めるところによる。

(入学手続)

第10条 第7条の選考に合格した者、第8条及び第9条の規定により受入を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第11条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(検定料等の特例)

第12条 国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料（以下「検定料等」という。）は徴収しない。

2 前項のほか、授業料を不徴収とする旨の大学間交流協定、学部間交流協定を締結した外国の大学からの外国人留学生の検定料等は徴収しない。

(学則等の準用)

第13条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関して必要な事項は、学則、大学院学則及びその他学内規程等の学生に関する規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

## 7 山梨大学大学院医学工学総合教育部G P A制度に関する要項

制定 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学大学院医学工学総合教育部（以下「教育部」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「G P A」という。）について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「G P A」とは、各授業科目11段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「G P」という。）を付与して算出する1単位当たりのG P平均値をいう。

2 G P A対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

- (1) 100点を満点として成績評価されるすべての授業科目
- (2) 山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条及び第23条の規定により履修した授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目
- (3) 大学院学則第26条の規定により、本教育部における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、G P Aの対象から除く。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他の大学院等との単位互換等で修得した科目

(成績評価およびG P)

第3条 教育部で定める成績評価並びにG Pは、次のとおりとする。

(1) S	(95～100)	G P = 4.0
(2) S <sup>-</sup>	(90～94)	G P = 3.7
(3) A <sup>+</sup>	(87～89)	G P = 3.3
(4) A	(83～86)	G P = 3.0
(5) A <sup>-</sup>	(80～82)	G P = 2.7
(6) B <sup>+</sup>	(77～79)	G P = 2.3
(7) B	(73～76)	G P = 2.0
(8) B <sup>-</sup>	(70～72)	G P = 1.7
(9) C	(66～69)	G P = 1.3
(10) C <sup>-</sup>	(60～65)	G P = 1.0
(11) F	(0～59及び未受験)	G P = 0.0
(12) N	(無資格)	G P = 0.0
(13) T	(認定)	G P = 対象外
(14) I	(未入力、保留)	G P = 対象外

(G P Aの種類及び計算方法)

第4条 G P Aは、当該学期に履修した第2条第2項各号に定めるG P A対象科目について、学期G P A及び通算G P Aに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

- (1) 学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該授業科目のGP × 当該学期に履修登録した授業科目の単位数) の合計 / 当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

- (2) 通算GPAは、入学時からの現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに、当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

通算GPA = (入学時からの当該授業科目のGP × 履修登録した授業科目の単位数) の合計 / 入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

#### (GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 第3条第14号に規定する成績の保留又は追試験等のため期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして取扱う。

- 3 GPA計算期日は、原則として前期にあつては9月1日、後期にあつては3月10日とする。

#### (履修の取り消し)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

- 3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

- 4 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合を除き、履修を放棄した科目の成績は第3条第12号に規定する無資格として扱う。

#### (再履修等における授業科目の取扱い)

第7条 不合格（F又はN GP=0）と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不合格の成績評価と新たな成績評価を併記して記録する。

#### (GPAの通知及び記載)

第8条 GPAの学生への通知は、学期GPA及び通算GPAを記載した修得単位通知書により行う。

- 2 学期GPA及び通算GPAは、成績証明書及び成績原簿に記載する。

#### (GPAデータの提供及び活用)

第9条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として行なう調査研究等においてGPAデータの提供を希望する場合は、別紙申請書により、大学教育研究開発センター長に申請するものとする。

- 2 大学教育研究開発センター長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPAに係る各種資料を提供するものとする。

#### (経過措置)

第10条 平成24年3月31日において現に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び在籍者の属する年次に転入学又は再入学する者についての成績証明書及び成績原簿の成績評価の取扱いについては、各領域の規定によるものとする。また、成績証明書には、学期G

P A及び通算G P Aの記載は行わないものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、G P Aに関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

## 8 山梨大学大学院医学工学総合教育部規程

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成19年	4月	1日
改正	平成20年	4月	1日
改正	平成21年	4月	1日
改正	平成24年	4月	1日
改正	平成25年	6月	19日

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 山梨大学大学院医学工学総合教育部（以下「教育部」という。）に関する事項は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### 第2章 修士課程

#### (履修基準)

第2条 修士課程の学生は、別表1に定める基準に従って所定の単位を修得しなければならない。

#### (授業科目及び単位数)

第3条 修士課程で開講する各専攻の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

#### (単位の基準)

第4条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 研究及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

#### (指導教員)

第5条 医学工学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）は修士課程の学生に対して、修士の学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）を定める。

- 2 前項の研究指導は、主指導教員と副指導教員からなる教員の組織（以下「指導教員グループ」という。）を定めて行うことができる。
- 3 指導教員グループについては、別に定める。

#### (転専攻)

第6条 大学院学則第17条の規定により、修士課程の学生で、転専攻を志願する者は、医学工学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

- 2 他の研究科に転専攻を志願する者は、教授会の承認を得た後、他の研究科に願い出るも

のとする。

- 3 転専攻の時期は、原則として年度の始めとし、願い出は2ヶ月前までに行うものとする。
- 4 転専攻を願い出る場合は、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認を得なければならない。
- 5 転専攻をした場合の在学期間は、教授会が定める。
- 6 大学院学則第25条の規定による授業科目の単位の認定は、各専攻が行う。

(他の研究科及び他の大学院における授業科目の履修)

第7条 大学院学則第22条及び第23条の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて10単位を限度として第2条に規定する単位として認めることができる。

(他の専攻及び学部における授業科目の履修)

第8条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、履修した単位は8単位まで第2条に規定する単位数に含ませることができる。

- 2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、学部の課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。
- 3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合わせて10単位まで第2条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第9条 大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。ただし、この期間は1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、修士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき10単位を超えない範囲で第2条に規定する単位数に含ませることができる。

(転入学による既修得単位の認定)

第11条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

第12条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届け出るものとする。

- 2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。
- 3 他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長及び他の研究科長の許可を受けなければならない。
- 4 他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の定めるところにより学長の許可を受けなければならない。
- 5 学部の課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 6 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、規定する手続ができなかった者は、当該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を帰国後、引き続いて履修することができる。

(単位修得の認定)

第13条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。ただし、研究については、特に試験又は研究報告の審査以外の方法で、これに代えることができる。

(成績)

第14条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以上を合格とする。

2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。

- (1) S 95～100点
- (2) S<sup>-</sup> 90～94点
- (3) A<sup>+</sup> 87～89点
- (4) A 83～86点
- (5) A<sup>-</sup> 80～82点
- (6) B<sup>+</sup> 77～79点
- (7) B 73～76点
- (8) B<sup>-</sup> 70～72点
- (9) C 66～69点
- (10) C<sup>-</sup> 60～65点
- (11) F 0～59点及び未受験

(修士の学位論文又は研究成果)

第15条 修士課程の学生は、修士の学位論文又は研究成果を指導教員の承認を得て、教育部長に提出しなければならない。ただし、大学院学則第37条の3に規定する博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者については、この限りでない。

2 学位論文又は研究成果は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(博士論文研究基礎力審査)

第15条の2 前条ただし書中の博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者は、指導教員の承認を得て、教育部長に願い出なければならない。

2 博士論文研究基礎力審査は、所定の単位数を修得した者でなければ願い出ることができない。

(最終試験)

第16条 修士課程の最終試験を受験することができる者は、修士の学位論文又は研究成果の審査を終了した者でなければならない。

(博士課程への進学)

第17条 本学の修士課程を修了し、引き続き本学の博士課程に進学しようとする者については、選考の上、進学を許可する。

2 前項の規定により博士課程に進学しようとする者は、博士課程において指導を受けようとする教員の承認を得た上、進学願書を教育部長に提出しなければならない。

3 教育部長は、進学願書を受け付けたときは、博士課程の各専攻に選考を付託するものとする。

4 博士課程の各専攻は、進学の選考が終了したときは、その結果を各領域委員会に報告するものとする。

5 博士課程の各領域委員会は、前項の報告に基づいて進学を承認するものとする。

(教育職員免許状取得)

第18条 教育職員免許法による免許状を取得しようとする者は、同法に定める単位を修得しなければならない。

2 修士課程において、教員の免許状の所要資格を取得できる専攻は次に掲げる専攻とし、取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

(1) 高等学校教諭専修免許状（工業）

機械システム工学専攻

電気電子システム工学専攻

土木環境工学専攻

応用化学専攻

生命工学専攻

人間システム工学専攻

(2) 高等学校教諭専修免許状（情報）

コンピュータ・メディア工学専攻

3 第1項に定める単位は、別表3に掲げる授業科目のうちから修得するものとする。

### 第3章 博士課程

(履修基準)

第19条 博士課程の学生は、別表4に定める基準に従って、所定の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第20条 博士課程で開講する専攻別の授業科目及び単位数は、別表5のとおりとする。

(単位の基準)

第21条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) フィールド・リサーチ、実験及び研究については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(指導教員)

第22条 教授会は博士課程の学生に対して、博士の学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）を定める。

2 前項の研究指導は、指導教員グループを定めて行うことができる。

3 指導教員及び指導教員グループについては、別に定める。

(転専攻)

第23条 大学院学則第17条の規定により、博士課程の学生で、転専攻を志願する者は、教育部長に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

2 他の研究科に転専攻を志願する者は、教授会の承認を得た後、他の研究科に願い出るものとする。

3 転専攻の時期は、原則として年度の始めとし、願い出は2ヶ月前までに行うものとする。

4 転専攻を願い出る場合は、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認

を得なければならない。

- 5 3年博士課程の専攻から4年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第38条の規定によるものとする。
- 6 4年博士課程の専攻から3年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第39条の規定によるものとする。
- 7 3年博士課程の専攻から3年博士課程の異なる修了要件の専攻に転専攻した場合は、転専攻後の専攻の修了要件によるものとする。
- 8 前3項の場合における在学期間は、教授会が定める。
- 9 大学院学則第25条の規定による授業科目の単位の認定は、各専攻が行う。

(他の研究科及び他の大学院における授業科目の履修)

第24条 大学院学則第22条及び第23条の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて10単位を限度として第19条に規定する単位として認めることができる。

(他の専攻及び修士課程の授業科目の履修)

第25条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、履修した単位は8単位まで第19条に規定する単位数に含ませることができる。

- 2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、修士課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、履修した単位は2単位まで第19条に規定する単位数に含ませることができる。
- 3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合わせて10単位まで第19条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第26条 教育部は大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、博士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき10単位を超えない範囲で第19条に規定する単位数に含ませることができる。

(転入学による既修得単位の認定)

第28条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

第29条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届け出るものとする。

- 2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。
- 3 他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長及び他の研究科長の許可を受けなければならない。
- 4 他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の定めるところにより学長の許可を受けなければならない。
- 5 修士課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当

教員の承認を受け、教育部長の許可を受けなければならない。

- 6 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、規定する手続ができなかった者は、当該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を帰国後、引き続いて履修することができる。

(単位修得の認定)

第30条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。

(成績)

第31条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以上を合格とする。

2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。

- (1) S 95～100点
- (2) S<sup>-</sup> 90～94点
- (3) A<sup>+</sup> 87～89点
- (4) A 83～86点
- (5) A<sup>-</sup> 80～82点
- (6) B<sup>+</sup> 77～79点
- (7) B 73～76点
- (8) B<sup>-</sup> 70～72点
- (9) C 66～69点
- (10) C<sup>-</sup> 60～65点
- (11) F 0～59点及び未受験

(博士の学位論文)

第32条 博士課程の学生は、博士の学位論文を指導教員又は指導教員グループの承認を得て、教育部長に提出しなければならない。

2 学位論文は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(最終試験)

第33条 博士課程の最終試験を受験することができる者は、博士の学位論文の審査を終了した者でなければならない。

#### 第4章 雑則

(その他の事項)

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学大学院医学工学総合教育部規程(平成15年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の山梨大学大学院医学工学総合教育部規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月19日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

別表1 (山梨大学大学院医学工学総合教育部規程第2条関係)

大学院医学工学総合教育部修士課程履修基準表

・【医科学専攻】、【看護学専攻】 省略

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
機械システム工学専攻 電気電子システム工学専攻 土木環境工学専攻 応用化学専攻 生命工学専攻 (ワイン科学コースを除く)	必修	演習	4単位
		研究	10単位
	選択	講義	16単位以上
		インターンシップ	
	合計		30単位以上

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
コンピュータ・メディア工学専攻	必修	演習	4単位
		研究	10単位
	選択必修	講義	8単位
	選択	講義	8単位以上
		インターンシップ	
合計		30単位以上	

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
生命工学専攻 (ワイン科学コース)	必修	講義	6単位
		実習	1単位
		演習	4単位
		研究	10単位
		インターンシップ	2単位
	選択	講義	7単位以上
合計		30単位以上	

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
持続社会形成専攻	必修	講義	2単位
		演習	4単位
		研究	10単位
	選択必修	講義	8単位
	選択	講義	6単位以上
		インターンシップ	
合計		30単位以上	

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
人間システム工学専攻	必修	演習	4単位
		研究	10単位
		特論	4単位
	選択	講義 インターンシップ	12単位以上
		合計	30単位以上

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
クリーンエネルギー 特別教育プログラム	必修	演習	4単位
		研究	10単位
		インターンシップ	2単位
	選択必修	講義	4単位
	選択	講義	10単位以上
合計	30単位以上		

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
ワイン科学特別教育プログラム	必修	講義	6単位
		実習	1単位
		演習	4単位
		研究	10単位
	選択	講義 インターンシップ	9単位以上
		合計	30単位以上

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
組込み型統合システム 開発教育プログラム	必修	講義	6単位
		演習	4単位
		開発研究	10単位
	選択	講義 インターンシップ	10単位以上
		合計	30単位以上

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
国際流域環境科学 特別教育プログラム	必修	講義	11単位
		演習	4単位
		研究	10単位
	選択必修	講義	2単位
	選択	講義	3単位以上
		インターンシップ	
合計			30単位以上

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
グリーンエネルギー変換工学 特別教育プログラム	必修	講義	3単位
		演習	2単位
		研究	10単位
		インターンシップ	2単位
	選択必修	講義	8単位
	選択	講義	5単位以上
合計			30単位以上

※（注）別表2に特別な指定がある場合は、これに従い上記の単位を履修すること。

別表2 (山梨大学大学院医学工学総合教育部規程第3条関係)

修士課程

・【医科学専攻】、【看護学専攻】 省略

機械システム工学専攻

科目番号	授業科目	単位数	備考
321020	振動騒音制御特論	2	
321041	バイオメカニクス特論	2	
321050	伝熱工学特論	2	
321055	熱エネルギー工学特論	2	
321080	粘性流体特論	2	
321081	数値流体力学特論	2	
321090	表面改質特論	2	
321095	光システム工学特論	2	
321102	材料物性物理特論	2	
321110	材料工学特論	2	
321120	塑性加工学特論	2	
321150	精密加工学特論	2	
321181	デジタル制御工学特論	2	
321191	アクチュエータ工学特論	2	
321200	ロボット工学特論	2	
321221	計測工学特論	2	
321256	ロバスト制御特論	2	
321258	動的システム特論	2	
321259	車両運動力学特論	2	
320100	技術経営システム特論	2	
321271	インターンシップ	2	
321272	研究発表特論Ⅰ	2	
321273	研究発表特論Ⅱ	2	
321281	機械システム工学演習第一A	1	●
321282	機械システム工学演習第一B	1	●
321291	機械システム工学演習第二A	1	●
321292	機械システム工学演習第二B	1	●
321301	機械システム工学研究第一A	2	●
321302	機械システム工学研究第一B	2	●
321311	機械システム工学研究第二A	3	●
321312	機械システム工学研究第二B	3	●

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない

電気電子システム工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 2 0 1 4	代数学特論	2	
3 2 2 0 2 4	解析学特論	2	
3 2 2 0 4 4	熱統計学特論	2	
3 2 2 0 5 4	電磁波理工学特論	2	
3 2 2 0 6 4	光波工学特論	2	
3 2 2 0 7 4	信号処理特論	2	
3 2 2 0 8 4	電子回路特論	2	
3 2 2 0 9 4	デジタル回路特論	2	
3 2 2 1 1 4	量子デバイス特論	2	
3 2 2 1 2 4	情報システム特論	2	
3 2 2 1 3 0	機能デバイス工学特論	2	
3 2 2 1 4 4	ナノデバイス工学特論	2	
3 2 2 1 5 4	半導体デバイス工学特論	2	
3 2 2 1 5 5	パワー半導体モジュール工学特論	2	
3 2 2 1 6 4	通信デバイス工学特論	2	
3 2 2 3 2 0	結晶工学特論	2	
3 2 2 5 0 0	特別講義特論第一	1	
3 2 2 5 0 2	特別講義特論第二	1	
3 2 0 1 0 0	技術経営システム特論	2	
3 2 2 5 3 0	インターンシップ	2	
3 2 2 5 4 1	電気電子システム工学演習第一A	1	●
3 2 2 5 4 2	電気電子システム工学演習第一B	1	●
3 2 2 5 5 1	電気電子システム工学演習第二A	1	●
3 2 2 5 5 2	電気電子システム工学演習第二B	1	●
3 2 2 5 6 1	電気電子システム工学研究第一A	2	●
3 2 2 5 6 2	電気電子システム工学研究第一B	2	●
3 2 2 5 7 1	電気電子システム工学研究第二A	3	●
3 2 2 5 7 2	電気電子システム工学研究第二B	3	●

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

コンピュータ・メディア工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単 位 数	トラック名			備 考
			ユ ビ キ タ ス コ ン ピ ユ ー テ ィ ン グ	エ ン タ ー プ ラ イ ズ コ ン ピ ユ ー テ ィ ン グ	知 的 メ デ ィ ア コ ン ピ ユ ー テ ィ ン グ	
3 2 3 0 2 1	情報数理セキュリティ特論	2		○ 2		
3 2 3 0 3 4	インタラクション設計特論	2	◎ 1	○ 2	○ 3	
3 2 3 1 2 1	ソフトウェア開発工学特論	2		◎ 2	○ 3	
3 2 3 1 2 3	ソフトウェア設計・検証工学特論	2	○ 1	○ 2		
3 2 3 1 3 1	並列分散システム特論	2		◎ 2		
3 2 3 2 1 1	意味的マルチメディア処理特論	2	○ 1		○ 3	
3 2 3 2 2 1	インターネット工学特論	2	○ 1	○ 2		
3 2 3 2 4 1	感覚情報メディア処理特論	2	○ 1		○ 3	
3 2 3 2 5 1	画像メディア処理特論	2	◎ 1		○ 3	
3 2 3 3 2 1	人工知能特論	2	○ 1		◎ 3	
3 2 3 4 5 1	言語メディア処理特論	2		○ 2	◎ 3	
3 2 3 3 5 0	ユビキタスコンピューティング特別講義特論 I	1				
3 2 3 3 5 1	ユビキタスコンピューティング特別講義特論 II	1				
3 2 3 3 6 0	エンタープライズコンピューティング特別講義特論 I	1				
3 2 3 3 6 1	エンタープライズコンピューティング特別講義特論 II	1				
3 2 3 3 7 0	知的メディアコンピューティング特別講義特論 I	1				
3 2 3 3 7 1	知的メディアコンピューティング特別講義特論 II	1				
3 2 0 1 0 0	技術経営システム特論	2				
3 2 3 5 5 1	インターンシップ	2				
3 2 3 8 1 1	コンピュータ・メディア工学演習第一A	1	●	●	●	
3 2 3 8 1 2	コンピュータ・メディア工学演習第一B	1	●	●	●	
3 2 3 8 2 1	コンピュータ・メディア工学演習第二A	1	●	●	●	
3 2 3 8 2 2	コンピュータ・メディア工学演習第二B	1	●	●	●	
3 2 3 8 3 1	コンピュータ・メディア工学研究第一A	2	●	●	●	
3 2 3 8 3 2	コンピュータ・メディア工学研究第一B	2	●	●	●	
3 2 3 8 4 1	コンピュータ・メディア工学研究第二A	3	●	●	●	
3 2 3 8 4 2	コンピュータ・メディア工学研究第二B	3	●	●	●	

(注)

- 印は必修科目で、その全てを修得しなくてはならない。
- 大学院の学生は備考中の3つのトラックの中から一つを選択し、下記の表の条件を満たすように選択必修科目を修得しなければならない。

(ア) 選択必修その1 (トラック別の必修科目)

選択したトラック名	取得しなければならない科目
ユビキタスコンピューティング	◎1印の科目全て(4単位)
エンタープライズコンピューティング	◎2印の科目全て(4単位)
知的メディアコンピューティング	◎3印の科目全て(4単位)

(イ) 選択必修その2 (トラック別の選択必修科目)

選択したトラック名	取得しなければならない科目
ユビキタスコンピューティング	○1印の科目のうち2科目4単位
エンタープライズコンピューティング	○2印の科目のうち2科目4単位
知的メディアコンピューティング	○3印の科目のうち2科目4単位

3. 「選択必修その2」について4単位を超えて修得した単位は「選択」に算入する。

土木環境工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 4 0 1 0	構造力学特論	2	
3 2 4 0 2 0	構造設計学特論	2	
3 2 4 0 4 0	土質工学特論	2	
3 2 4 0 6 0	建設材料学特論	2	
3 2 4 0 7 1	コンクリート構造学特論	2	
3 2 9 4 4 5	気象学特論	2	
3 2 9 4 1 0	河川流域管理特論	2	
3 2 4 1 0 0	防災危機管理特論	2	
3 2 4 1 4 0	都市計画特論	2	
3 2 4 1 4 5	環境計画特論	2	
3 2 4 1 5 0	景観工学特論	2	
3 2 4 1 5 5	ユニバーサルデザイン学特論	2	
3 2 4 1 6 0	衛生工学特論	2	
3 2 4 1 7 0	水質管理工学特論	2	
3 2 9 4 3 0	陸水水質評価特論	2	
3 2 4 1 9 0	物質動態論特論	2	
3 2 4 2 1 0	環境生物学特論	2	
3 2 4 2 2 0	水処理工学特論	2	
3 2 4 2 3 0	環境熱学特論	2	
3 2 4 2 3 5	環境数理解析特論	2	
3 2 4 2 3 6	工学数理特論	2	
3 2 0 1 0 0	技術経営システム特論	2	
3 2 4 2 5 5	インターンシップ	2	
3 2 4 2 5 6	土木環境工学研究特別研修	2	
3 2 4 2 6 1	特別講義特論第一	1	
3 2 4 2 6 2	特別講義特論第二	1	
3 2 4 2 7 1	土木環境工学演習第一 A	1	●
3 2 4 2 7 2	土木環境工学演習第一 B	1	●
3 2 4 2 8 1	土木環境工学演習第二 A	1	●
3 2 4 2 8 2	土木環境工学演習第二 B	1	●
3 2 4 2 9 1	土木環境工学研究第一 A	2	●
3 2 4 2 9 2	土木環境工学研究第一 B	2	●
3 2 4 3 0 1	土木環境工学研究第二 A	3	●
3 2 4 3 0 2	土木環境工学研究第二 B	3	●

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

応用化学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 5 5 3 0	金属錯体化学特論	2	
3 2 5 5 4 0	無機材料化学特論	2	
3 2 5 5 4 5	物性化学特論	2	
3 2 5 5 5 0	機能性セラミックス特論第一	2	
3 2 5 5 6 0	機能性セラミックス特論第二	2	
3 2 5 5 7 0	誘電体特論	2	
3 2 5 7 1 5	エネルギー量子化学特論第一	2	
3 2 5 7 1 6	エネルギー量子化学特論第二	2	
3 2 5 5 8 0	高分子材料化学特論第一	2	
3 2 5 5 9 0	高分子材料化学特論第二	2	
3 2 5 6 0 0	有機物質化学特論第一	2	
3 2 5 6 1 0	有機物質化学特論第二	2	
3 2 5 6 2 0	無機機器分析特論	2	
3 2 5 6 3 0	有機機器分析特論第一	2	
3 2 5 6 4 0	有機機器分析特論第二	2	
3 2 5 6 4 5	高分子合成化学特論	2	
3 2 5 6 6 0	結晶材料工学特論	2	
3 2 5 6 7 0	機能性材料開発特論	2	
3 2 5 6 9 0	燃料電池設計科学特論第一	2	
3 2 5 7 0 0	燃料電池設計科学特論第二	2	
3 2 5 7 8 0	応用物理化学特論第一	2	
3 2 5 7 8 5	応用物理化学特論第二	2	
3 2 5 7 9 0	応用物理化学特論第三	2	
3 2 5 7 3 0	研究発表特論 I	2	
3 2 5 7 3 1	研究発表特論 II	2	
3 2 5 7 4 0	インターンシップ	2	
3 2 5 8 0 1	応用化学演習第一A	1	●
3 2 5 8 0 2	応用化学演習第一B	1	●
3 2 5 8 1 1	応用化学演習第二A	1	●
3 2 5 8 1 2	応用化学演習第二B	1	●
3 2 5 8 2 1	応用化学研究第一A	2	●
3 2 5 8 2 2	応用化学研究第一B	2	●
3 2 5 8 3 1	応用化学研究第二A	3	●
3 2 5 8 3 2	応用化学研究第二B	3	●

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

生命工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 6 5 1 5	分子生物学特論	2	
3 2 6 5 2 0	酵素工学特論	2	
3 2 6 5 3 0	細胞観察法特論	2	
3 2 6 5 4 5	構造生物学特論	2	
3 2 6 5 5 5	構造インフォマティクス特論	2	
3 2 6 5 7 0	生体環境論特論	2	
3 2 6 5 8 0	生体反応特論	2	
3 2 6 5 9 0	バイオリアクター特論	2	
3 2 6 6 0 0	生物有機化学特論	2	
3 2 6 6 1 0	有用微生物工学特論	2	
3 2 6 6 2 0	植物栽培生理学特論	2	
3 2 6 6 3 0	食品成分利用学特論	2	
3 2 6 6 4 0	微生物資源工学特論	2	
3 2 6 6 5 0	生物機能分析学特論	2	
3 2 6 6 6 0	植物分子生物学特論	2	
3 2 6 6 7 0	基礎ワイン醸造学特論	1	
3 2 6 6 8 0	基礎ブドウ栽培学特論	1	
3 2 6 6 9 0	基礎ワイン評価学特論 I	1	
3 2 6 7 0 0	基礎ワイン評価学特論 II	1	
3 2 6 7 1 0	基礎甲州ワイン学特論	1	
3 2 6 7 2 0	基礎ワイナリー経営学特論	1	
3 2 0 1 0 0	技術経営システム特論	2	
3 2 6 7 4 0	研究発表特論 I	2	
3 2 6 7 4 1	研究発表特論 II	2	
3 2 6 7 5 0	インターンシップ	2	※
3 2 6 8 0 1	生命工学演習第一A	1	●
3 2 6 8 0 2	生命工学演習第一B	1	●
3 2 6 8 1 1	生命工学演習第二A	1	●
3 2 6 8 1 2	生命工学演習第二B	1	●
3 2 6 8 2 1	生命工学研究第一A	2	●
3 2 6 8 2 2	生命工学研究第一B	2	●
3 2 6 8 3 1	生命工学研究第二A	3	●
3 2 6 8 3 2	生命工学研究第二B	3	●

(注)

1. 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。
2. ワイン科学コース（ワイン人材生涯養成拠点）については、この表に加え下表のコース特別科目及び履修基準があり、それに従って所定の単位を併せて修得しなければならない。
3. 備考欄中の※印はワイン科学コースの学生を除く。

下表：ワイン科学コース（ワイン人材生涯養成拠点）

【コース特別科目及び履修基準】

科目番号	授 業 科 目	科目区分	単位数	備 考
3 2 6 6 7 0	基礎ワイン醸造学特論	専攻共通	1	●
3 2 6 6 8 0	基礎ブドウ栽培学特論	専攻共通	1	●
3 2 6 6 9 0	基礎ワイン評価学特論Ⅰ	専攻共通	1	●
3 2 6 7 0 0	基礎ワイン評価学特論Ⅱ	専攻共通	1	●
3 2 6 7 1 0	基礎甲州ワイン学特論	専攻共通	1	●
3 2 6 7 2 0	基礎ワイナリー経営学特論	専攻共通	1	●
3 2 6 7 6 0	基礎ワイン・ブドウ学実習	コース特別	1	●
3 2 6 7 7 0	ワイナリーインターンシップ	コース特別	2	●

(注) 備考欄中の●印はワイン科学コースの必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

持続社会形成専攻

科目番号	授 業 科 目	単 位 数	トラック名			応 用 情 報
			持続社会 カバナンス	環境分析・ エネルギー		
				環境分析系	エネルギー マネジメント系	
328110	持続社会形成特論	2	●	●	●	●
328115	地域の合意形成とマネジメント特論	2	◎	◎	◎	◎
328125	環境情報システム特論	2	◎	◎	◎	◎
328135	公共政策特論	2	○1			
328210	環境政治学特論	2	○1			
328235	技術開発史特論	2	○1			
328240	環境モデリング特論	2			○2	○3
328290	エネルギー政策特論	2			○2	○3
328300	再生可能エネルギー変換特論	2			○2	
328315	地球環境解析特論	2		○2	○2	○3
328320	環境現象学特論	2	○1			
328325	都市政策特論	2	○1			
328370	環境政策論特論	2	○1			
328385	環境分析化学特論	2		○2		
328395	進化生命学特論	2		○2		
328405	生態系物質循環特論	2		○2		
328415	環境物理学特論	2			○2	○3
328420	シミュレーション科学特論	2			○2	○3
328425	環境データ解析特論	2				○3
328430	群集生態学特論	2		○2		
328435	オープンシステム開発特論	2				○3
328445	数値コンピューティング特論	2				○3
328455	ソフトウェア開発工学特論	2				○3
320100	技術経営システム特論	2				
328470	インターンシップ	2				
328511	持続社会形成演習第一A	1	●	●	●	●
328512	持続社会形成演習第一B	1	●	●	●	●
328521	持続社会形成演習第二A	1	●	●	●	●
328522	持続社会形成演習第二B	1	●	●	●	●
328531	持続社会形成研究第一A	2	●	●	●	●
328532	持続社会形成研究第一B	2	●	●	●	●
328541	持続社会形成研究第二A	3	●	●	●	●
328542	持続社会形成研究第二B	3	●	●	●	●

(注)

- 印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。
- 大学院の学生は3つのトラックの中から一つを選択し、下記の条件を満たすように選択必修科目を修得しなければならない。トラックの選択は1年終了時に行う。
  - ◎印は選択必修科目で、2科目のうち1科目2単位を修得しなければならない。
  - 印は選択必修科目で、1又は2又は3のいずれかの中から6単位を修得しなければならない。
 なお、それぞれの選択必修の要求単位数を超えて修得した単位数は選択科目単位に算入する。

人間システム工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 7 6 5 0	安全・安心マネジメント特論	2	
3 2 7 6 5 5	防災危機管理特論	2	
3 2 7 6 6 0	都市生活デザイン特論	2	
3 2 7 6 7 0	画像処理工学特論	2	
3 2 7 6 8 0	マイクロエレクトロニクス特論	2	
3 2 7 6 9 0	多次元生体信号処理特論	2	
3 2 7 7 0 1	シミュレーション工学特論	2	
3 2 7 7 1 0	人間指向機器加工学特論	2	
3 2 7 7 2 5	薄膜計量学特論	2	
3 2 7 7 3 5	プラズマエレクトロニクス特論	2	
3 2 7 7 4 0	皮膚光学特論	2	
3 2 7 7 5 0	超音波工学特論	2	
3 2 7 7 5 5	有機材料科学特論	2	
3 2 7 7 6 0	量子光工学特論	2	
3 2 7 7 6 1	トライボロジー特論	2	
3 2 0 1 0 0	技術経営システム特論	2	
3 2 7 7 9 0	研究発表特論 I	2	
3 2 7 7 9 1	研究発表特論 II	2	
3 2 7 7 7 0	インターンシップ	2	
3 2 7 7 7 5	特別講義特論第一	1	
3 2 7 7 7 6	特別講義特論第二	1	
3 2 7 7 8 0	人間システム工学特論 I	2	●
3 2 7 7 8 1	人間システム工学特論 II	2	●
3 2 7 8 0 1	人間システム工学演習第一 A	1	●
3 2 7 8 0 2	人間システム工学演習第一 B	1	●
3 2 7 8 1 1	人間システム工学演習第二 A	1	●
3 2 7 8 1 2	人間システム工学演習第二 B	1	●
3 2 7 8 2 1	人間システム工学研究第一 A	2	●
3 2 7 8 2 2	人間システム工学研究第一 B	2	●
3 2 7 8 3 1	人間システム工学研究第二 A	3	●
3 2 7 8 3 2	人間システム工学研究第二 B	3	●

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

クリーンエネルギー特別教育プログラム

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 5 5 3 0	金属錯体化学特論	2	
3 2 5 5 4 0	無機材料化学特論	2	
3 2 5 5 5 0	機能性セラミックス特論第一	2	
3 2 5 5 6 0	機能性セラミックス特論第二	2	
3 2 5 5 7 0	誘電体特論	2	
3 2 5 7 1 5	エネルギー量子化学特論第一	2	○ 1
3 2 5 7 1 6	エネルギー量子化学特論第二	2	○ 1
3 2 5 5 8 0	高分子材料化学特論第一	2	
3 2 5 5 9 0	高分子材料化学特論第二	2	
3 2 5 6 0 0	有機物質化学特論第一	2	
3 2 5 6 1 0	有機物質化学特論第二	2	
3 2 5 6 2 0	無機機器分析特論	2	
3 2 5 6 3 0	有機機器分析特論第一	2	
3 2 5 6 4 0	有機機器分析特論第二	2	
3 2 5 6 4 5	高分子合成化学特論	2	
3 2 5 6 6 0	結晶材料工学特論	2	
3 2 5 6 7 0	機能性材料開発特論	2	
3 2 5 6 8 0	クリーンエネルギー変換工学特論	2	
3 2 5 6 9 0	燃料電池設計科学特論第一	2	○ 2
3 2 5 7 0 0	燃料電池設計科学特論第二	2	○ 2
3 2 5 7 6 0	燃料電池システム工学特論	2	
3 2 5 7 8 0	応用物理化学特論第一	2	
3 2 5 7 8 5	応用物理化学特論第二	2	
3 2 5 7 3 0	研究発表特論 I	2	
3 2 5 7 3 1	研究発表特論 II	2	
3 2 5 7 4 0	インターンシップ	2	●
3 2 9 7 1 1	クリーンエネルギー演習第一A	1	●
3 2 9 7 1 2	クリーンエネルギー演習第一B	1	●
3 2 9 7 2 1	クリーンエネルギー演習第二A	1	●
3 2 9 7 2 2	クリーンエネルギー演習第二B	1	●
3 2 9 7 3 1	専門研究第一A	2	●
3 2 9 7 3 2	専門研究第一B	2	●
3 2 9 7 4 1	専門研究第二A	3	●
3 2 9 7 4 2	専門研究第二B	3	●

(注)

1. 備考欄中の○印は選択必修科目で、○1、○2からそれぞれ2単位を修得しなければならない。
2. 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

ワイン科学特別教育プログラム

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 6 5 1 5	分子生物学特論	2	
3 2 6 5 2 0	酵素工学特論	2	
3 2 6 5 3 0	細胞観察法特論	2	
3 2 6 5 4 5	構造生物学特論	2	
3 2 6 5 5 5	構造インフォマティクス特論	2	
3 2 6 5 7 0	生体環境論特論	2	
3 2 6 5 8 0	生体反応特論	2	
3 2 6 5 9 0	バイオリアクター特論	2	
3 2 6 6 0 0	生物有機化学特論	2	
3 2 6 6 1 0	有用微生物工学特論	2	
3 2 6 6 2 0	植物栽培生理学特論	2	
3 2 6 6 3 0	食品成分利用学特論	2	
3 2 6 6 4 0	微生物資源工学特論	2	
3 2 6 6 5 0	生物機能分析学特論	2	
3 2 6 6 6 0	植物分子生物学特論	2	
3 2 6 6 7 0	基礎ワイン醸造学特論	1	●
3 2 6 6 8 0	基礎ブドウ栽培学特論	1	●
3 2 6 6 9 0	基礎ワイン評価学特論Ⅰ	1	●
3 2 6 7 0 0	基礎ワイン評価学特論Ⅱ	1	●
3 2 6 7 1 0	基礎甲州ワイン学特論	1	●
3 2 6 7 2 0	基礎ワイナリー経営学特論	1	●
3 2 6 7 6 0	基礎ワイン・ブドウ学実習	1	●
3 2 0 1 0 0	技術経営システム特論	2	
3 2 6 7 4 0	研究発表特論Ⅰ	2	
3 2 6 7 4 1	研究発表特論Ⅱ	2	
3 2 6 7 7 0	ワイナリーインターンシップ	2	
3 2 9 8 1 1	ワイン科学演習第一A	1	●
3 2 9 8 1 2	ワイン科学演習第一B	1	●
3 2 9 8 2 1	ワイン科学演習第二A	1	●
3 2 9 8 2 2	ワイン科学演習第二B	1	●
3 2 9 8 3 1	ワイン科学研究第一A	2	●
3 2 9 8 3 2	ワイン科学研究第一B	2	●
3 2 9 8 4 1	ワイン科学研究第二A	3	●
3 2 9 8 4 2	ワイン科学研究第二B	3	●

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

組込み型統合システム開発教育プログラム

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
329010	組込み型統合システム概論	2	●
329020	組込み型統合システム設計と開発	2	●
329030	組込み型統合システム開発実践	2	●
321200	ロボット工学特論	2	
321191	アクチュエータ工学特論	2	
321181	デジタル制御工学特論	2	
321221	計測工学特論	2	
323121	ソフトウェア開発工学特論	2	
323251	画像メディア処理特論	2	
323034	インタラクション設計特論	2	
323241	感覚情報メディア処理特論	2	
323221	インターネット工学特論	2	
323211	意味的マルチメディア処理特論	2	
322094	デジタル回路特論	2	
322084	電子回路特論	2	
322074	信号処理特論	2	
322124	情報システム特論	2	
320100	技術経営システム特論	2	
329120	インターンシップ	2	
329211	組込み型統合システム開発演習第一A	1	●
329212	組込み型統合システム開発演習第一B	1	●
329221	組込み型統合システム開発演習第二A	1	●
329222	組込み型統合システム開発演習第二B	1	●
329231	組込み型統合システム開発研究第一A	2	●
329232	組込み型統合システム開発研究第一B	2	●
329241	組込み型統合システム開発研究第二A	3	●
329242	組込み型統合システム開発研究第二B	3	●

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

国際流域環境科学特別教育プログラム

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 9 4 1 0	河川流域管理特論	2	●
3 2 9 4 2 5	水理水文学特論	2	○
3 2 9 4 3 0	陸水水質評価特論	2	○
3 2 9 4 4 5	気象学特論	2	
3 2 9 4 5 0	リモートセンシング・地理情報活用学	2	●
3 2 9 4 6 0	環境分析特論	2	●
3 2 9 4 7 0	流域医工学特論	2	●
3 2 9 4 8 0	流域研究特別研修	1	●
3 2 4 1 0 0	防災危機管理特論	2	
3 2 4 1 7 0	水質管理工学特論	2	
3 2 4 1 6 0	衛生工学特論	2	
3 2 4 2 2 0	水処理工学特論	2	○
3 2 9 4 6 5	農業環境システム特論	2	
3 2 9 4 9 5	国際環境技術特論	2	●
3 2 0 1 0 0	技術経営システム特論	2	
3 2 9 5 1 0	インターンシップ	2	
3 2 9 6 1 1	流域環境演習第一A	1	●
3 2 9 6 1 2	流域環境演習第一B	1	●
3 2 9 6 2 1	流域環境演習第二A	1	●
3 2 9 6 2 2	流域環境演習第二B	1	●
3 2 9 6 3 1	流域環境研究第一A	2	●
3 2 9 6 3 2	流域環境研究第一B	2	●
3 2 9 6 4 1	流域環境研究第二A	3	●
3 2 9 6 4 2	流域環境研究第二B	3	●

(注)

1. 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。
2. 備考欄中の○印は選択必修科目で、2単位以上を修得しなければならない。

グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム

科目番号	授 業 科 目	単 位 数	分 野 名			
			燃 料 電 池	太 陽 エ ネ ル ギ ー	エ ネ ル ギ ー 変 換 材 料	新 エ ネ ル ギ ー 工 学
391110	電磁気学特論	2	◎	◎	◎	◎
391120	量子科学特論	2	◎	◎	◎	◎
391130	物理化学特論	2	◎	◎	◎	◎
391140	無機化学特論	2	◎	◎	◎	◎
391150	材料物理特論	2	◎	◎	◎	◎
391160	材料化学特論	2	◎	◎	◎	◎
391170	触媒科学特論	2	◎	◎	◎	◎
391180	環境科学特論	2	◎	◎	◎	◎
391190	材料工学特論	2	◎	◎	◎	◎
391410	燃料電池設計特論第一	2	○			
391420	燃料電池設計特論第二	2	○			
391430	電極触媒設計特論第一	2	○		○	
391440	電極触媒設計特論第二	2	○		○	
391450	太陽エネルギー変換工学特論第一	2		○		
391460	太陽エネルギー変換工学特論第二	2		○		
391470	半導体量子科学特論第一	2		○		
391480	半導体量子科学特論第二	2		○		
391490	固体材料科学特論第一	2	○		○	○
391500	固体材料科学特論第二	2	○		○	○
391510	先端無機材料設計特論第一	2	○		○	○
391520	先端無機材料設計特論第二	2	○		○	○
391530	表面・界面科学特論第一	2			○	○
391540	表面・界面科学特論第二	2			○	○
391550	マイクロ・ナノ材料工学特論	2			○	○
391560	再生可能エネルギー科学特論	2			○	○
391570	エネルギー貯蔵システム工学特論	1				○
391580	エネルギー材料科学特論	1				○
391590	太陽電池化学特論	1		○		
391600	応用電気化学特論	1	○	○		
391610	ナノ電極材料工学特論	1			○	
391200	グリーンエネルギー科学・技術英語特論初級	2	●	●	●	●
391710	イノベーションマネジメント特論	1				
391720	先端技術者倫理特論	1	●	●	●	●
391730	エネルギー環境経済特論	1				

391740	先端科学技術特論	1				
391750	国際標準化特論	1				
391210	インターンシップ	2	●	●	●	●
391311	グリーンエネルギー工学演習第一	1	●	●	●	●
391321	グリーンエネルギー工学演習第二	1	●	●	●	●
391331	グリーンエネルギー工学専門研究第一A	2	●	●	●	●
391332	グリーンエネルギー工学専門研究第一B	2	●	●	●	●
391341	グリーンエネルギー工学専門研究第二A	3	●	●	●	●
391342	グリーンエネルギー工学専門研究第二B	3	●	●	●	●

(注)

1. ●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。
2. ◎印は選択必修科目で、4単位を修得しなければならない。
3. ○印は選択必修科目で、入学時に選択する分野から4単位を修得しなければならない。
4. 入学時に選択する分野以外の選択必修科目もしくはどの分野にも印のない科目から2単位以上修得しなければならない。そのため、前記の3. 項の要求単位数を超えて修得した単位数は3単位までは選択科目単位に算入する。

各専攻・プログラム共通科目

機器分析センター開講科目

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
320110*	機器分析特論Ⅰ	1	
320111*	機器分析特論Ⅱ	1	
320112*	機器分析特論Ⅲ	1	

(注) 機器分析センターに設置されている機器を使用する場合には、予め、指定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。指定する授業科目は、シラバス等で確認のうえ、授業科目番号7桁目の「\*」を機器ごとに定めたアルファベットに読み替えて履修申告するものとする。ただし、これらの授業科目を修得しても、修了に必要な単位数に含めることはできない。

女性研究者支援室開講科目

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
320120	ワーク・ライフ・バランス特論	2	

(注) この授業科目を修得しても、修了に必要な単位数に含めることはできない。

別表3 (山梨大学大学院医学工学総合教育部規程第18条関係)

## 教員免許状取得基準

### 1 修士課程で認定されている免許状の種類・教科及び専攻

免許状の種類	教科	専攻
高等学校教諭専修免許状	工業	機械システム工学専攻
		電気電子システム工学専攻
	情報	コンピュータ・メディア工学専攻
	工業	土木環境工学専攻
		応用化学専攻
		生命工学専攻
		人間システム工学専攻

### 2 基礎資格

修士の学位を有すること。

### 3 大学院における最低修得単位数

教科に関する科目 24単位

### 4 医学工学総合教育部規程第18条の規定に基づき、教育職員免許状を取得しようとする場合は、本取得基準に掲げた授業科目を修得するものとする。

#### 機械システム工学専攻

科目番号	授業科目	単位数	備考
321020	振動騒音制御特論	2	
321041	バイオメカニクス特論	2	
321050	伝熱工学特論	2	
321055	熱エネルギー工学特論	2	
321080	粘性流体特論	2	
321081	数値流体力学特論	2	
321090	表面改質特論	2	
321095	光システム工学特論	2	
321102	材料物性物理特論	2	
321110	材料工学特論	2	
321120	塑性加工学特論	2	
321150	精密加工学特論	2	
321181	デジタル制御工学特論	2	
321191	アクチュエータ工学特論	2	
321200	ロボット工学特論	2	
321221	計測工学特論	2	
321256	ロバスト制御特論	2	
321258	動的システム特論	2	
321259	車両運動力学特論	2	
321281	機械システム工学演習第一A	1	

3 2 1 2 8 2	機械システム工学演習第一B	1	
3 2 1 2 9 1	機械システム工学演習第二A	1	
3 2 1 2 9 2	機械システム工学演習第二B	1	
3 2 1 3 0 1	機械システム工学研究第一A	2	
3 2 1 3 0 2	機械システム工学研究第一B	2	
3 2 1 3 1 1	機械システム工学研究第二A	3	
3 2 1 3 1 2	機械システム工学研究第二B	3	

電気電子システム工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 2 0 1 4	代数学特論	2	
3 2 2 0 2 4	解析学特論	2	
3 2 2 0 4 4	熱統計学特論	2	
3 2 2 0 5 4	電磁波理工学特論	2	
3 2 2 0 6 4	光波工学特論	2	
3 2 2 0 7 4	信号処理特論	2	
3 2 2 0 8 4	電子回路特論	2	
3 2 2 0 9 4	デジタル回路特論	2	
3 2 2 1 1 4	量子デバイス特論	2	
3 2 2 1 2 4	情報システム特論	2	
3 2 2 1 3 0	機能デバイス工学特論	2	
3 2 2 1 4 4	ナノデバイス工学特論	2	
3 2 2 1 5 4	半導体デバイス工学特論	2	
3 2 2 1 5 5	パワー半導体モジュール工学特論	2	
3 2 2 1 6 4	通信デバイス工学特論	2	
3 2 2 3 2 0	結晶工学特論	2	
3 2 2 5 4 1	電気電子システム工学演習第一A	1	
3 2 2 5 4 2	電気電子システム工学演習第一B	1	
3 2 2 5 5 1	電気電子システム工学演習第二A	1	
3 2 2 5 5 2	電気電子システム工学演習第二B	1	
3 2 2 5 6 1	電気電子システム工学研究第一A	2	
3 2 2 5 6 2	電気電子システム工学研究第一B	2	
3 2 2 5 7 1	電気電子システム工学研究第二A	3	
3 2 2 5 7 2	電気電子システム工学研究第二B	3	

コンピュータ・メディア工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
323021	情報数理セキュリティ特論	2	
323034	インタラクション設計特論	2	
323121	ソフトウェア開発工学特論	2	
323123	ソフトウェア設計・検証工学特論	2	
323131	並列分散システム特論	2	
323211	意味的マルチメディア処理特論	2	
323221	インターネット工学特論	2	
323241	感覚情報メディア処理特論	2	
323251	画像メディア処理特論	2	
323321	人工知能特論	2	
323451	言語メディア処理特論	2	
323811	コンピュータ・メディア工学演習第一A	1	
323812	コンピュータ・メディア工学演習第一B	1	
323821	コンピュータ・メディア工学演習第二A	1	
323822	コンピュータ・メディア工学演習第二B	1	
323831	コンピュータ・メディア工学研究第一A	2	
323832	コンピュータ・メディア工学研究第一B	2	
323841	コンピュータ・メディア工学研究第二A	3	
323842	コンピュータ・メディア工学研究第二B	3	

土木環境工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
324010	構造力学特論	2	
324020	構造設計学特論	2	
324040	土質工学特論	2	
324060	建設材料学特論	2	
324071	コンクリート構造学特論	2	
329445	気象学特論	2	
329410	河川流域管理特論	2	
324100	防災危機管理特論	2	
324140	都市計画特論	2	
324145	環境計画特論	2	
324150	景観工学特論	2	
324155	ユニバーサルデザイン学特論	2	
324160	衛生工学特論	2	
324170	水質管理工学特論	2	
329430	陸水水質評価特論	2	
324190	物質動態論特論	2	
324210	環境生物学特論	2	
324220	水処理工学特論	2	
324230	環境熱学特論	2	
324235	環境数理解析特論	2	
324236	工学数理特論	2	
324271	土木環境工学演習第一A	1	
324272	土木環境工学演習第一B	1	
324281	土木環境工学演習第二A	1	
324282	土木環境工学演習第二B	1	
324291	土木環境工学研究第一A	2	
324292	土木環境工学研究第一B	2	
324301	土木環境工学研究第二A	3	
324302	土木環境工学研究第二B	3	

応用化学専攻（クリーンエネルギー特別教育プログラムを含む）

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
3 2 5 5 3 0	金属錯体化学特論	2	
3 2 5 5 4 0	無機材料化学特論	2	
3 2 5 5 4 5	物性化学特論	2	
3 2 5 5 5 0	機能性セラミックス特論第一	2	
3 2 5 5 6 0	機能性セラミックス特論第二	2	
3 2 5 5 7 0	誘電体特論	2	
3 2 5 7 1 5	エネルギー量子化学特論第一	2	
3 2 5 7 1 6	エネルギー量子化学特論第二	2	
3 2 5 5 8 0	高分子材料化学特論第一	2	
3 2 5 5 9 0	高分子材料化学特論第二	2	
3 2 5 6 0 0	有機物質化学特論第一	2	
3 2 5 6 1 0	有機物質化学特論第二	2	
3 2 5 6 2 0	無機機器分析特論	2	
3 2 5 6 3 0	有機機器分析特論第一	2	
3 2 5 6 4 0	有機機器分析特論第二	2	
3 2 5 6 4 5	高分子合成化学特論	2	
3 2 5 6 6 0	結晶材料工学特論	2	
3 2 5 6 7 0	機能性材料開発特論	2	
3 2 5 6 9 0	燃料電池設計科学特論第一	2	
3 2 5 7 0 0	燃料電池設計科学特論第二	2	
3 2 5 7 8 0	応用物理化学特論第一	2	
3 2 5 7 8 5	応用物理化学特論第二	2	
3 2 5 7 9 0	応用物理化学特論第三	2	
3 2 5 8 0 1	応用化学演習第一A	1	
3 2 5 8 0 2	応用化学演習第一B	1	
3 2 5 8 1 1	応用化学演習第二A	1	
3 2 5 8 1 2	応用化学演習第二B	1	
3 2 5 8 2 1	応用化学研究第一A	2	
3 2 5 8 2 2	応用化学研究第一B	2	
3 2 5 8 3 1	応用化学研究第二A	3	
3 2 5 8 3 2	応用化学研究第二B	3	

生命工学専攻（ワイン科学特別教育プログラムを含む）

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
326515	分子生物学特論	2	
326520	酵素工学特論	2	
326530	細胞観察法特論	2	
326545	構造生物学特論	2	
326555	構造インフォマティクス特論	2	
326570	生体環境論特論	2	
326580	生体反応特論	2	
326590	バイオリアクター特論	2	
326600	生物有機化学特論	2	
326610	有用微生物工学特論	2	
326620	植物栽培生理学特論	2	
326630	食品成分利用学特論	2	
326640	微生物資源工学特論	2	
326650	生物機能分析学特論	2	
326660	植物分子生物学特論	2	
326801	生命工学演習第一A	1	
326802	生命工学演習第一B	1	
326811	生命工学演習第二A	1	
326812	生命工学演習第二B	1	
326821	生命工学研究第一A	2	
326822	生命工学研究第一B	2	
326831	生命工学研究第二A	3	
326832	生命工学研究第二B	3	

人間システム工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
327650	安全・安心マネジメント特論	2	
327655	防災危機管理特論	2	
327660	都市生活デザイン特論	2	
327670	画像処理工学特論	2	
327680	マイクロエレクトロニクス特論	2	
327690	多次元生体信号処理特論	2	
327701	シミュレーション工学特論	2	
327710	人間指向機器加工学特論	2	
327725	薄膜計量学特論	2	
327735	プラズマエレクトロニクス特論	2	
327740	皮膚光学特論	2	
327750	超音波工学特論	2	
327755	有機材料科学特論	2	
327760	量子光工学特論	2	
327761	トライボロジー特論	2	
327801	人間システム工学演習第一A	1	
327802	人間システム工学演習第一B	1	
327811	人間システム工学演習第二A	1	
327812	人間システム工学演習第二B	1	
327821	人間システム工学研究第一A	2	
327822	人間システム工学研究第一B	2	
327831	人間システム工学研究第二A	3	
327832	人間システム工学研究第二B	3	

別表4 (山梨大学大学院医学工学総合教育部規程第19条関係)

大学院医学工学総合教育部博士課程履修基準表

< 4年博士課程 >

- ・【先進医療科学専攻】、【生体制御学専攻】 省略

< 3年博士課程 >

- ・【ヒューマンヘルスケア学専攻】 省略

専攻名	コース名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
人間環境 医工学専攻	生命情報システム学コース	必修	講義	2単位
			特別演習Ⅰ	2単位
			特別演習Ⅱ	2単位
		選択必修	講義C	2単位
			講義A及びA・B、 又は講義B及びA・B	4単位
		選択	講義、 演習及び実験	2単位以上
		合計		
	生体環境学 コース	必修	講義	2単位
		選択必修	講義C	2単位
			講義D	2単位
			演習及び実験D	6単位
		選択	講義、 演習及び実験	2単位以上
		合計		

(注)

1. 選択必修は研究テーマに関連するものとする。ただし、生体環境学コースの選択必修は、研究テーマに関連する専攻科目を履修するものとする。
2. 生命情報システム学コースの「講義A」は医工学関連科目、「講義B」は情報科学関連科目、「講義A・B」は医工学及び情報科学両方の関連科目であり、「講義C」は生命情報システム学コース及び生体環境学コース両方の選択必修科目、生体環境学コースの「講義D」、「演習及び実験D」は医科学関連科目である。
3. 生命情報システム学コースの「特別演習Ⅰ」は、研究テーマに直接関係する分野の基礎的な文献の調査・研究を行うゼミナール形式の演習であり、「特別演習Ⅱ」は、研究テーマに直接関係する分野の最新の文献の調査・研究を行うゼミナール形式の演習である。

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
機能材料システム工学専攻 情報機能システム工学専攻	必修	特別演習Ⅰ	2単位
		特別演習Ⅱ	2単位
	選択	講義A	4単位以上
		講義B	4単位以上
		フィールド・リサーチ	
	合計		14単位以上

(注)

- 「講義A」は、指導教員グループの指導のもとに選択する専門分野の科目とし、「講義B」は、指導教員グループの助言のもとに選択する関連分野の科目とする。  
なお、教育部規程第25条第2項によって修得した修士課程の科目については、講義Bに含むものとする。
- 「特別演習Ⅰ」は、研究テーマに直接関係する分野の基礎的な文献の調査・研究を行うゼミナール形式の演習である。「特別演習Ⅱ」は、研究テーマに直接関係する分野の最新の文献の調査・研究を行うゼミナール形式の演習である。
- 「フィールド・リサーチ」の実施については、医学工学総合教育部規程工学領域履修細則第4条の規定による。

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
環境社会創生工学専攻	必修	特別演習Ⅰ	2単位
		特別演習Ⅱ	2単位
	選択必修	講義A及びC、 又は講義B及びC	6単位
		講義	2単位以上
		フィールド・リサーチ	
	合計		14単位以上

(注)

- 選択必修は博士の学位の種類に関連するものとする。
- 「講義A」は工学系科目、「講義B」は学術系科目、「講義C」は工学系学術系共通科目である。
- 博士（工学）を取得する場合は「講義A」及び「講義C」から6単位以上を、博士（学術）を取得する場合は「講義B」及び「講義C」から6単位以上を、それぞれ修得しなければならない。

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
グリーンエネルギー変換工学 特別教育プログラム	必修	講義	2単位
		特別演習Ⅰ	2単位
		特別演習Ⅱ	2単位
		グローバル インターンシップ	2単位
	選択	講義 A	4単位以上
		講義 B	2単位以上
	合計		14単位以上

(注)

1. 「講義A」は、入学時に選択する分野の○印の科目とし、「講義B」は、入学時に選択する分野の○印のない科目とする。
2. 「特別演習Ⅰ」は、研究テーマに直接関係する分野の基礎的な文献の調査・研究を行うゼミナール形式の演習である。「特別演習Ⅱ」は、研究テーマに直接関係する分野の最新の文献の調査・研究を行うゼミナール形式の演習である。

別表5 (山梨大学大学院医学工学総合教育部規程第20条関係)

<4年博士課程>

・【先進医療科学専攻】、【生体制御学専攻】 省略

<3年博士課程>

・【ヒューマンヘルスケア学専攻】、【人間環境医工学専攻：生体環境学コース】 省略

人間環境医工学専攻：生命情報システム学コース

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
410510	生命倫理学・環境心理学特論	2	●
410610	人間医工学概論	2	C
410620	社会環境医学概論	2	C
410630	分子医学概論	2	C
410640	生体防御学概論	2	C
410650	神経科学概論	2	C
414025	構造生物学特論	2	A
414060	環境生態システム特論	2	A・B
414090	真菌分子医工学特論	2	A
414100	微生物代謝工学特論	2	A
414110	医薬微生物探索学特論	2	A
414120	細胞培養工学特論	2	A
414125	天然物機能工学特論	2	A
414135	ゲノム情報工学特論	2	A
414150	健康社会工学特論	2	A
414160	運動療法（ダンスセラピー）特論	2	A・B
414185	菌類機能工学特論	2	A
414190	生命工学における数学特論	2	A・B
414210	生物利用工学特論	2	A
414530	知能情報システム設計特論第1	2	B
414540	知能情報システム設計特論第2	2	B
414550	知能情報システム設計特論第3	2	A・B
414560	応用認知科学特論	2	A・B
414570	情報可視化特論	2	B
414580	人工知能特論	2	B
414760	先進医用工学特論Ⅰ	2	A
414770	先進医用工学特論Ⅱ	2	A
414900	生命情報システム学特別演習Ⅰ	2	●
414910	生命情報システム学特別演習Ⅱ	2	●

(注)

1. 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。
2. 備考欄中のCは専攻選択必修科目で、2単位以上を修得しなければならない。
3. 備考欄中のA及びA・Bは、博士（医工学）の関連科目であり、博士（医工学）を志望する者は4単位以上を修得しなければならない。
4. 備考欄中のB及びA・Bは、博士（情報科学）の関連科目であり、博士（情報科学）を志望する者は4単位以上を修得しなければならない。

## 機能材料システム工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
4 1 6 2 0 0	解析化学特論	2	
4 1 6 2 1 0	有機機能材料化学特論	2	
4 1 6 2 2 1	応用電子化学特論	2	
4 1 6 2 3 0	高分子材料化学特論	2	
4 1 6 2 3 6	機能性分子化学特論	2	
4 1 6 2 4 0	機能計測化学特論	2	
4 1 6 2 5 1	無機材料化学特論第一	2	
4 1 6 2 5 2	無機材料化学特論第二	2	
4 1 6 2 6 0	固体化学特論	2	
4 1 6 4 1 0	結晶機能工学特論	2	
4 1 6 4 2 0	半導体デバイス工学特論	2	
4 1 6 4 3 0	量子電子デバイス工学特論	2	
4 1 6 4 4 0	量子物理学特論	2	
4 1 6 4 5 0	量子機能工学特論	2	
4 1 6 4 6 0	固体材料科学特論	2	
4 1 6 7 3 0	量子物理化学特論	2	
4 1 6 7 4 0	燃料電池設計化学特論	2	
4 1 6 7 5 0	機能材料加工学特論	2	
4 1 6 7 6 0	電気化学材料特論	2	
4 1 6 7 7 5	色工学特論	2	
4 1 6 7 8 0	機能物質創成特論	2	
4 1 6 7 9 0	危機管理工学特論	2	
4 1 6 8 0 0	触媒材料科学特論	2	
4 1 6 8 0 5	表面科学特論	2	
4 1 6 8 1 0	燃料電池システム工学応用特論	2	
4 1 6 8 1 5	燃料電池科学技術英語特論上級レベル	2	
4 1 6 8 2 0	燃料電池ナノ材料応用特論	2	
4 1 6 8 2 5	燃料電池反応解析応用特論	2	
4 1 6 9 0 0	機能材料システム工学特別演習 I	2	●
4 1 6 9 1 0	機能材料システム工学特別演習 II	2	●
4 1 6 9 2 0	機能材料システム工学フィールド・リサーチ	2	

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

情報機能システム工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
417090	システムソリューション工学特論	2	
417110	言語・音声ヒューマンインタフェース特論	2	
417120	数理システム特論	2	
417130	計算システム特論	2	
417140	コンピュータネットワーク特論	2	
417291	光計測・制御工学特論	2	
417310	光波・超音波工学特論	2	
417320	通信システム工学特論	2	
417330	集積回路工学特論	2	
417340	信号処理工学特論	2	
417490	生産・計測システム特論	2	
417500	熱物理学工学特論	2	
417510	乱流輸送工学特論	2	
417520	生体・材料工学特論	2	
417521	塑性工学特論	2	
417530	振動制御特論	2	
417710	波動応用工学特論	2	
417720	光量子工学特論	2	
417730	制御情報工学特論	2	
417740	計測物理学工学特論	2	
417750	先端加工工学特論	2	
417760	先端メカトロニクス特論	2	
417900	情報機能システム工学特別演習Ⅰ	2	●
417910	情報機能システム工学特別演習Ⅱ	2	●
417920	情報機能システム工学フィールド・リサーチ	2	

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

環境社会創生工学専攻

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
418012	構造工学特論	2	A
418032	応用地盤工学特論	2	A
418142	陸水水質アセスメント特論	2	A
418052	コンクリート構造解析学特論	2	A
418062	危機管理工学特論	2	A
418082	地域都市デザイン特論	2	C
418092	総合河川流域管理特論	2	A
418102	水資源システム特論	2	A
418122	環境衛生工学特論	2	A
418162	環境生物工学特論	2	A
418312	流域水文シミュレーション特論	2	A
418332	都市人間環境特論	2	A
418372	植物分子細胞生物学特論	2	A
418380	機能微生物資源工学特論	2	A
418390	機能成分解析学特論	2	A
418602	環境材料化学特論	2	C
418622	環境数理シミュレーション特論	2	C
418632	生命生態特論	2	B
418652	環境ガバナンス特論	2	B
418662	政策評価特論	2	C
418692	エコソシアルデザイン特論	2	C
418742	複雑系解析特論	2	C
418900	環境社会創生工学特別演習 I	2	●
418910	環境社会創生工学特別演習 II	2	●
418920	環境社会創生工学フィールド・リサーチ	2	

(注) 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム

科目番号	授 業 科 目	単 位 数	分 野 名			
			燃 料 電 池	太 陽 エ ネ ル ギ ー	エ ネ ル ギ ー 変 換 材 料	新 エ ネ ル ギ ー 工 学
391410	燃料電池設計特論第一	2	○			
391420	燃料電池設計特論第二	2	○			
391430	電極触媒設計特論第一	2	○		○	
391440	電極触媒設計特論第二	2	○		○	
391450	太陽エネルギー変換工学特論第一	2		○		
391460	太陽エネルギー変換工学特論第二	2		○		
391470	半導体量子科学特論第一	2		○		
391480	半導体量子科学特論第二	2		○		
391490	固体材料科学特論第一	2	○		○	○
391500	固体材料科学特論第二	2	○		○	○
391510	先端無機材料設計特論第一	2	○		○	○
391520	先端無機材料設計特論第二	2	○		○	○
391530	表面・界面科学特論第一	2		○		○
391540	表面・界面科学特論第二	2		○		○
391550	マイクロ・ナノ材料工学特論	2			○	○
391560	再生可能エネルギー科学特論	2		○	○	○
391570	エネルギー貯蔵システム工学特論	1				○
391580	エネルギー材料科学特論	1				○
391590	太陽電池化学特論	1		○		
391600	応用電気化学特論	1	○	○		
391610	ナノ電極材料工学特論	1			○	
391810	グリーンエネルギー科学・技術英語特論上級	2	●	●	●	●
391710	イノベーションマネジメント特論	1				
391720	先端技術者倫理特論	1				
391730	エネルギー環境経済特論	1				
391740	先端科学技術特論	1				
391750	国際標準化特論	1				
391920	グローバルインターンシップ	2	●	●	●	●
391900	グリーンエネルギー工学特別演習 I	2	●	●	●	●
391910	グリーンエネルギー工学特別演習 II	2	●	●	●	●

(注)

- 印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。
- 入学時に選択する分野の○印の科目から4単位以上、入学時に選択する分野の○印のない科目から2単位以上を修得しなければならない。
- 修士課程で単位を修得した科目は履修することができない。

## 9 大学院医学工学総合教育部規程工学領域履修細則

この細則には、山梨大学大学院医学工学総合教育部規程に定めるもののほか、工学領域の履修等に関して必要な事項を定める。

(単位の基準)

第1条 修士課程及び博士課程の授業科目は、講義、演習、研究及び実習に区分して開講し、その単位の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間をもって1単位とする。
- (3) 研究については、45時間をもって1単位とする。
- (4) 実習については、30時間をもって1単位とする。

(試験)

第2条 試験は中間試験及び修了試験とする。中間試験は随時行い、修了試験は学期の終わりに行う。

- 2 修了試験を受験することができる者は、各授業科目の授業に3分の2以上出席した者でなければならない。
- 3 修了試験については、特別の理由がある場合は、追試験等を受験することができる。

(指導教員)

第3条 教育部規程第5条第2項に定める指導教員グループは、主指導教員と1人以上の副指導教員で組織するものとする(修士課程)。

- 2 教育部規程第22条第2項に定める指導教員グループは、主指導教員と3人以上の副指導教員で組織するものとする(博士課程)。

(フィールド・リサーチ)

第4条 フィールド・リサーチは、次の各号の要領で行う。

(1) 目的

医学工学総合教育部博士課程が企業・官公庁等の学外組織と協力して行う研究や開発に学生を参加、演習させることによって、広い視野と問題解決の実践的能力を養成することを目的とする。

(2) 担当教員

フィールド・リサーチを担当する教員(以下「担当教員」という。)は、学生の主指導教員又は主指導教員が指名する教員とする。

(3) 実施形態

フィールド・リサーチの対象とする研究の形態としては、担当教員が関係している次のいずれかとする。

- ① 山梨大学地域共同開発研究センターで行われる各種共同研究
- ② 医学工学総合研究部と学外組織で行われる①以外の共同研究
- ③ その他学外組織と協力して行う研究や開発

(4) 実施時期

フィールド・リサーチは原則として学生の在学2年次までには終了するよう実施する。

(5) 演習時間

60時間の演習参加を標準とし、学年次を超えることも可とする。

(6) 研究会

担当教員は、フィールド・リサーチが円滑に進行するように、関係者間で随時に研究会を開催する。研究会では、研究計画、研究の進捗状況、得られた結果の評価等において討議する。

(7) 発表会

フィールド・リサーチの終了時には発表会を開催し、学生は成果を発表する。フィールド・リサーチ担当教員は、発表内容をもとにして成績評価を行う。

(産・学・官連携教育等プロジェクト)

第5条 大学院が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生を産・学・官連携教育等プロジェクトに基づき派遣することができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(インターンシップ)

第6条 インターンシップは、次の各号の要領で行う。

(1) 目的

官公庁・公団公社・民間会社等で専門的技術などに関する指導を受け、大学院修士課程で学ぶ知識や技術に対する理解を深めることを目的とする。

(2) 担当教員

インターンシップを担当する教員（以下「担当教員」という。）は、専攻ごとに指名する。

(3) 実施手続き

インターンシップ履修希望者は、主指導教員、副指導教員又は担当教員の指導のもとに実習希望先および希望時期を担当教員に申し出る。担当教員は主指導教員、副指導教員の協力のもとに手続きを行う。

(4) 実施時期

インターンシップは、年度を通じて実施可能な休暇中に実施する。ただし、長期インターンシップにあつては実施可能な時期に実施する。

(5) 実施期間

2週間の実施期間を標準とする。ただし、長期インターンシップにあつては1単位45時間を標準として実施するものとする。

(6) 研究会

主指導教員は、インターンシップが効果的に実施できるように、随時研究会又は指導会を開催する。インターンシップ終了時には、各種資料をもとに成果について検討する研究会又は報告会を開催し、得られた結果の評価等について討議する。

(7) 発表会

インターンシップの終了時には発表会又は報告会を開催し、学生は成果を発表する。

インターンシップ担当教員は、発表内容をもとにして成績評価を行う。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

# 10 大学院医学工学総合教育部工学領域学位審査要項

制 定 平成16年 4月 1日  
最終改正 平成25年 6月 19日

## 1 総 則

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び山梨大学大学院医学工学総合教育部規程（以下「教育部規程」という。）に定めるもののほか、修士と博士の学位審査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 修士の学位

(学位論文の中間発表の実施)

第2条 工学領域の各専攻に属する学生は、教育部規程第5条に定める主指導教員の指示を受け学位論文の中間発表を行わなければならない。

2 学位論文の中間発表の実施時期及び実施方法は、各専攻が別に定めるものとする。

(学位論文、研究成果の提出又は博士論文研究基礎力審査の願出)

第2条の2 学位論文、研究成果又は博士論文研究基礎力審査（以下「学位論文等」という。）は、所定の期日において、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条に定める修了要件を、当該期日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければ提出又は願出することができない。

(学位論文又は研究成果の題目)

第3条 学位論文又は研究成果を提出しようとするときは、あらかじめその学位論文又は研究成果の題目及び研究内容について主指導教員の承認を受けなければならない。

2 学位論文又は研究成果の題目は、所定様式により学位論文又は研究成果提出の少なくとも2ヶ月前に医学工学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に届け出なければならない。

3 題目届け出後題目に変更が生じた場合は、主指導教員の承認を受け、すみやかに届け出なければならない。

(学位論文等の審査申請)

第4条 学位論文等の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、主指導教員の承認を得た上、次に定めるいずれかのものを教育部長に提出する。

(1) 学位論文の提出

学位論文（和文または英文）（A4判、原本） 1部  
このほか審査に必要な部数

(2) 研究成果の提出

研究成果 1式  
このほか審査に必要な資料

- (3) 博士論文研究基礎力審査願の提出
- イ 博士論文研究基礎力審査願（所定様式） 1部
  - ロ 研究計画書（所定様式） 1部
- 2 前項に定めるものの提出期限は、次のとおりとする。
- (1) 後期提出の場合 2月10日
  - (2) 前期提出の場合 8月20日
- 3 前項に定める日が休日に当たるときはその前日を提出期限とする。
- 4 教育部長は、第1項に定めるものを受け付けたときは、その旨を専攻主任に通知する。

(学位論文等の審査委員会委員の選出)

- 第5条 教育部長は、受理した学位論文又は研究成果の審査、又は受理した博士論文研究基礎力審査願をもって大学院学則第37条の3に基づく審査を教授会に付託する。教授会は、申請者ごとに学位論文等審査委員会を設けて審査する。
- 2 専攻主任は、前条第4項の通知に基づき修士論文、研究成果又は博士論文研究基礎力審査の審査委員会委員候補者（以下「修士論文等審査委員候補者」という。）として、1人以上の修士担当教員と修士準担当教員を合わせて3人以上を選出する。
- 3 前項の修士担当教員、修士準担当教員及び修士準担当教員（講義担当）については、別に定める。
- 4 第2項の規定にかかわらず、学位論文等の審査のため必要があるときは、修士論文等審査委員候補者に1人を限度として、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。
- 5 専攻主任は、修士論文等審査委員候補者を教授会に報告する。
- 6 教授会は、前項の報告に基づき、修士論文、研究成果又は博士論文研究基礎力審査の審査委員（以下「修士論文等審査委員」という。）を決定する。この場合において、修士論文等審査委員の中に他の大学院等の教員等を含むときは、その教員等の資格を判定するものとする。

(審査委員会主査)

- 第6条 教育部長は、教授会の議を経て、修士論文等審査委員のうちから主査を指名する。この場合において、主査には、修士担当教員をもって充てるものとする。

(学位論文又は研究成果発表会)

- 第7条 修士論文又は研究成果審査委員会は、提出された学位論文又は研究成果について発表会を開催する。

(学位論文又は研究成果の審査及び最終試験)

- 第8条 修士論文又は研究成果審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験を行う。
- 2 学位論文又は研究成果の成績は100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 最終試験は、修士にふさわしい識見を確認する。
- 4 最終試験の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(博士論文研究基礎力審査)

- 第8条の2 博士論文研究基礎力審査委員会は、博士論文研究基礎力審査を行う。
- 2 博士論文研究基礎力審査の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(学位論文又は研究成果の審査及び最終試験の結果の報告)

- 第9条 学位論文又は研究成果の審査及び最終試験が終了したときは、修士論文又は研究成

果審査委員会主査は、学位論文又は研究成果の審査結果及び最終試験の結果を教授会に報告する。

(博士論文研究基礎力審査の結果の報告)

第9条の2 博士論文研究基礎力審査が終了したときは、博士論文研究基礎力審査委員会主査は、博士論文研究基礎力審査の結果を教授会に報告する。

(学位授与の判定)

第10条 教授会は、第9条又は第9条の2の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、議決する。

### 3 課程修了による博士の学位

(学位論文の中間発表の実施)

第11条 工学領域の各専攻に属する学生は、指導教員グループの指示を受け学位論文の中間発表を行わなければならない。ただし、大学院学則第39条第1項ただし書及び第39条第2項に規定する修了要件に該当する者については、各専攻が別に定めるものとする。

(学位論文の中間発表)

第12条 学位論文の中間発表は、次の事項が確認できるよう行う。

(1) 養成しようとする人材にふさわしい学識

(2) 既発表論文の数と内容など、学位論文の進捗状況

2 学位論文の中間発表の実施時期は、第16条第2項に定める学位論文提出期限の4ヶ月前までとする。

3 学位論文の中間発表の実施方法は、各専攻が別に定めるものとする。

(中間発表結果の報告)

第13条 学位論文の中間発表が終了したときは、指導教員グループは、その旨を教授会に報告するものとする。

(学位論文の提出)

第14条 学位論文の提出は、学位論文の中間発表を行った後、大学院学則第39条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければならない。

(学位論文の題目)

第15条 学位論文を提出しようとするときは、あらかじめその論文の題目及び研究内容について指導教員グループの承認を受けなければならない。

2 学位論文の題目は、所定様式により論文提出の少なくとも2ヶ月前に教育部長に届け出なければならない。

3 題目届け出後題目に変更が生じた場合は、指導教員グループの承認を受け、すみやかに届け出なければならない。

(学位論文の審査申請)

第16条 申請者は、指導教員グループの承認を得た上、学位論文審査願に次の書類を添え

て、教育部長に提出する。

- |   |     |              |
|---|-----|--------------|
| (1) 学位論文 (和文又は英文) (A 4 判、製本済)                 | 2 部 | このほか審査に必要な部数 |
| (2) 論文目録 (所定様式)                               | 3 部 |              |
| (3) 論文内容の要旨 (所定様式)                            | 3 部 |              |
| (4) 履歴書 (所定様式)                                | 1 部 |              |
| (5) 学位論文公表承諾書 (所定様式) 又は<br>学位論文限定公表申請書 (所定様式) | 3 部 |              |
| (6) 研究共同者の同意承諾書 (所定様式)                        | 3 部 |              |
| (7) 研究共同者の委任状 (所定様式)                          | 3 部 |              |
- 2 学位論文審査願等の提出期限は、次のとおりとする。
- |             |        |
|-------------|--------|
| (1) 後期提出の場合 | 12月20日 |
| (2) 前期提出の場合 | 6月20日  |
- 3 前項に定める日が休日に当たるときはその前日を提出期限とする。
- 4 教育部長は、学位論文審査願を受け付けたときは、その旨を専攻主任に通知する。

(課程博士論文審査委員会委員の選出)

第17条 教育部長は、受理した学位論文の審査を教授会に付託する。教授会は、申請者ごとに課程博士論文審査委員会を設けて審査する。

2 専攻主任は、前条第4項の通知に基づき、課程博士論文審査委員会の委員候補者（以下「課程博士論文審査委員候補者」という。）として、次に掲げる博士担当教員6人以上を選出する。

- (1) 主指導教員
- (2) 前号を除く指導教員グループの教員1人以上
- (3) 指導教員グループ以外の教員

なお、必要があるときは、第2号及び第3号の博士担当教員に代えて博士準担当教員を当該課程博士論文審査委員候補者全員の半数以内で含むことができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査のため必要があるときは、課程博士論文審査委員候補者に1人を限度として、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。
- 4 専攻主任は、課程博士論文審査委員候補者を工学領域委員会に報告する。
- 5 工学領域委員会は、前項の報告に基づき、課程博士論文審査委員を決定する。この場合において、課程博士論文審査委員の中に他の大学院等の教員等を含むときは、その教員等の資格を教授会が判定するものとする。

(審査委員会主査)

第18条 教育部長は、工学領域委員会の議を経て、課程博士論文審査委員のうちから主査を指名する。この場合において、主査には、博士担当教員をもって充てるものとする。

(学位論文公聴会)

第19条 課程博士論文審査委員会は、提出された学位論文について学位論文公聴会を開催するものとし、主査がその司会者となる。

- 2 申請者は、学位論文公聴会で論文の発表を行うものとする。
- 3 課程博士論文審査委員会は、学位論文公聴会の開催日程等を申請者に通知するとともに、原則として開催日の1週間前までに全専攻及び関係者に掲示又は書面をもって開催を公示するものとする。
- 4 学位論文公聴会の結果は、学位論文の審査に反映させるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第20条 課程博士論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 学位論文の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。
- 3 最終試験では、博士にふさわしい識見を確認する。
- 4 最終試験の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(学位論文審査及び最終試験の結果の報告)

第21条 学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、課程博士論文審査委員会主査は、次の事項を教授会に報告する。

- (1) 学位論文の要旨及び課程博士論文審査委員会委員名(所定様式)
- (2) 学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨(所定様式)

(審査期間)

第22条 課程修了による博士の学位論文の審査は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

(学位授与の判定)

第23条 教授会は、第21条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、議決する。

#### 4 課程修了によらない学位

(学位論文審査の申請)

第24条 申請者は、本学の博士担当教員の紹介により、学位論文審査申請書に次の書類を添えて教育部長に提出する。(紹介した教員を「紹介教員」という。)

- |   |    |              |
|---|----|--------------|
| (1) 論文(和文又は英文)(A4判、製本済)                     | 2部 | このほか審査に必要な部数 |
| (2) 論文目録(所定様式)                              | 3部 |              |
| (3) 論文内容の要旨(所定様式)                           | 3部 |              |
| (4) 履歴書(所定様式)                               | 1部 |              |
| (5) 学位論文公表承諾書(所定様式) 又は<br>学位論文限定公表申請書(所定様式) | 3部 |              |
| (6) 研究共同者の同意承諾書(所定様式)                       | 3部 |              |
| (7) 研究共同者の委任状(所定様式)                         | 3部 |              |
| (8) 学位論文審査手数料                               |    |              |

- 2 学位論文審査申請書等の提出時期は6月、9月及び12月とする。
- 3 教育部長は、学位論文審査申請書を受け付けたときは、その旨を専攻主任に通知する。

(論文博士論文審査委員会委員の選出)

第25条 教育部長は、受理した学位論文の審査を教授会に付託する。教授会は、申請者ごとに論文博士論文審査委員会を設けて審査する。

- 2 専攻主任は、前条の通知に基づき、論文博士論文審査委員会委員候補者(以下「論文博士論文審査委員候補者」という。)として、博士担当教員5人以上を選出する。ただし、必要があるときは、博士担当教員に代えて博士準担当教員を当該論文博士論文審査委員候補者全員の半数以内で含むことができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査のため必要があるときは、論文博士論文審査委員候補者に1人を限度として、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。
- 4 専攻主任は、論文博士論文審査委員候補者を教授会に報告する。
- 5 教授会は、前項の報告に基づき、論文博士論文審査委員を決定する。この場合において、論文博士論文審査委員候補者の中に他の大学院等の教員等を含むときは、その教員等の資格を判定するものとする。

(審査委員会主査)

第26条 教育部長は、工学領域委員会の議を経て、論文博士論文審査委員のうちから主査を指名する。この場合において、主査には、博士担当教員をもって充てるものとする。

(学位論文公聴会)

- 第27条 論文博士論文審査委員会は、提出された学位論文について学位論文公聴会を開催するものとし、主査がその司会者となる。
- 2 申請者は、学位論文公聴会で論文の発表を行うものとする。
  - 3 論文博士論文審査委員会は、学位論文公聴会の開催日程等を申請者に通知するとともに、原則として開催日の1週間前までに全専攻及び関係者に掲示又は書面をもって開催を公示するものとする。
  - 4 学位論文公聴会の結果は、学位論文の審査に反映させるものとする。

(学力等の確認及び評価)

- 第28条 論文博士論文審査委員会は、学位論文の審査を終えた後、課程修了における所定の単位を修得した者と同等以上の学力、及び博士にふさわしい識見を確認するための試験を行うものとする。
- 2 学位論文の成績は、合格又は不合格の評語をもって表す。
  - 3 第1項に規定する学力及び識見の評価は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(学力確認の特例)

第29条 学位規程第13条に定める学力の確認を免除する期間は、退学後3年以内とする。

(学位論文の審査及び学力等の評価の報告)

第30条 学位論文の審査及び学力等の確認が終了したときは、論文博士論文審査委員会主査は、次の事項を教授会に報告する。

- (1) 学位論文の要旨及び論文博士論文審査委員会委員名(所定様式)
- (2) 学位論文の審査及び学力等の評価の要旨(所定様式)

(審査期間)

第31条 課程修了によらない博士の学位論文の審査は、学位論文審査申請書を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(学位授与の判定)

第32条 教授会は、第30条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、議決する。

## 5 その他

(その他の事項)

第33条 その他必要な事項は、教授会の議を経て、教育部長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 大学院医学工学総合教育部工学領域学位審査要項(平成15年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の大学院医学工学総合教育部工学領域学位審査要項による。

附 則

この要項は、平成16年12月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行し、平成15年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成25年6月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成18年度から平成21年度に博士課程に入学した者については、第16条を除き、なお従前の大学院医学工学総合教育部工学領域学位審査要項による。

## 1 1 工学領域学位論文又は研究成果報告書等執筆要項

山梨大学学位規程第5条及び第6条の規定に基づき、学位の申請をしようとする者は、本学の関係諸規程に定めるもののほか、この執筆要項により所定の手続を行なうものとする。

### A 修士の学位

#### I 論文又は研究成果の提出による修了

##### 1 論文又は研究成果の提出

主指導教員の承認を受けて、後期提出の場合は2月10日、前期提出の場合は8月20日（同日が休日に当たるときはその前日）までに医学工学総合教育部長に提出する。

##### (1) 学位論文の提出

学位論文（和文又は英文）（正本） 1部  
このほかに各専攻において必要とする部数

##### (2) 研究成果の提出

研究成果 1式  
このほか審査に必要な資料

##### 2 論文又は研究成果報告書用紙及び論文又は研究成果報告書（正本）の作成方法等

- (1) 論文又は研究成果報告書用紙はA4判の用紙を用い、縦長横書きとする。
- (2) 論文又は研究成果報告書は両面印刷により作成することが望ましい。
- (3) 提出にあたっては、A4判ファイルにとじたものを提出する。ただし、別途指定がある場合は各専攻で定める方法により提出する。
- (4) A4判ファイル表紙及び扉には、論文又は研究成果題目、学籍番号、氏名、主指導教員及び修了年月を記入する。

##### 3 論文又は研究成果報告書の書き方

- (1) 論文又は研究成果報告書は1ページ当たり全角文字で40字×45行を目安とする。
- (2) 目次をつけページを記入する。各ページの下部中央にページ番号を「-○○-」のように入れる。

##### 4 保存する論文又は研究成果報告書の提出

学位論文の審査及び最終試験終了後、保存する論文又は研究成果報告書を主指導教員の承認を受けて後期提出の場合は3月1日、前期提出の場合は9月10日（同日が休日に当たるときはその前日）までに電子媒体（CD）に登録し医学工学総合教育部長に提出する。その際、すでに提出のあった論文又は研究成果報告書（正本）は返却する。

##### 5 電子媒体への保存する論文又は研究成果報告書の登録方法等

- (1) ファイル名は「学籍番号・氏名」とする。
- (2) PDF形式で登録する。

#### II 博士論文研究基礎力審査による修了

##### 1 博士論文研究基礎力審査願等の提出

主指導教員の承認を受けて、後期提出の場合は2月10日、前期提出の場合は8月20日（同日が休日に当たるときはその前日）までに医学工学総合教育部長に提出する。

- (1) 博士論文研究基礎力審査願（様式9） 1部
- (2) 研究計画書（様式10） 1部

- 2 博士論文研究基礎力審査願  
博士論文研究基礎力審査願は、様式9によって作成すること。

様式9の記入例 (A4判縦長)

博士論文研究基礎力審査願			
		平成	年
		月	日
医学工学総合教育部長 殿			
大学院医学工学総合教育部			専攻
学籍番号			
申請者			武田 次郎 ㊟
医学工学総合教育部規程第15条の2の規定に基づき、博士論文研究基礎力審査に必要な書類を提出しますので、審査をお願いします。			
主指導教員			㊟

(注) 審査願末尾に主指導教員の署名捺印を受けること。

3 研究計画書

- (1) 研究計画書は、様式10によって作成すること。  
(2) 原則としてワードプロセッサを用いる。字数は、1,000字程度とし、複数枚にわたるときは、各ページの下部中央にページ番号を「-〇〇-」のように入れること。

様式10の記入例 (A4判縦長)

研究計画書		
専攻名	学籍番号	氏名
研究テーマ		
研究計画		
- 1 -		

B 課程修了による博士の学位

1 学位論文の審査申請書類等の種類及び提出部数

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願 (様式1)           | 1部  |
| (2) 学位論文 (和文又は英文) (A4判、製本済) | 2部  |
| このほかに必要な提出部数は主指導教員の指示による。   |     |
| (3) 論文目録 (様式2)              | 3部  |
| (4) 論文内容の要旨                 |     |
| 和文 (様式3) 及び英文 (様式4)         | 各3部 |

- (5) 履歴書（様式5） 1部
- (6) 学位論文公表承諾書（様式11） 又は  
学位論文限定公表申請書（様式12） 3部
- (7) 研究共同者の同意承諾書（様式6） 3部（うち写し2部）
- (8) 研究共同者の委任状（様式13） 3部（うち写し2部）

## 2 提出期限

後期提出の場合 12月20日  
前期提出の場合 6月20日

## 3 留意事項

- (1) 論文題目が英文の場合は、題目の下に和文を（ ）を付して併記すること。
- (2) 捺印箇所は各書類とも必要部数に同一の印鑑で直接朱肉を用いて捺印すること。ただし、外国人で印鑑を所有していない者は署名でもよい。
- (3) 提出する書類が2部以上となるものは複写により作成してもよいが、長期保存に耐え得るものとする。

## 4 学位論文審査願（課程修了による博士論文用）

学位論文審査願は、様式1によって作成すること。

様式1の記入例

(A4判縦長)

学位論文審査願			
	平成	年	月 日
医学工学総合教育部長 殿			
	大学院医学工学総合教育部		専攻
	学籍番号		
	申請者	山梨 太郎	㊞
論文題目			
<p>本学学位規程第5条の規定に基づき、論文審査に必要な書類を提出しますので、審査をお願いします。</p>			
	主指導教員		㊞

(注) 審査願末尾に主指導教員の署名捺印を受けること。

## 5 学位論文

### (1) 審査用学位論文

- ① 審査用学位論文の作成に当たっては、事前に指導教員グループの教員の十分な指導を受けることが必要である。
- ② 論文は原則としてワードプロセッサを用いて作成する。A4判の長期保存に耐える用紙を用い、縦長横書きとし、1ページあたり全角文字で40字×45行を目安とする。
- ③ 目次をつけページを記入する。各ページの下部中央にページ番号を「-〇〇-」のように入れる。
- ④ 論文は製本（糊付又は、それに相当する方法）する。

- ⑤ 製本した論文の表紙には、論文題目、修了年月及び氏名を記入する。背表紙には、論文題目及び氏名を記入する。職名、身分等は記入しない。
- ⑥ 論文の扉には、論文題目、山梨大学大学院医学工学総合教育部博士課程学位論文、修了年月及び氏名を記入する。

(学位論文の表紙の作成例)

(背)	(表 紙)	(学位論文の扉の作成例)
論 文 題 目        氏 名	論 文 題 目     ○○○○年○○月 氏 名	論 文 題 目  山梨大学大学院 医学工学総合教育部 博士課程学位論文   ○○○○年○○月 氏 名

(2) 保存用学位論文

- ① 学位論文の審査及び最終試験終了後、保存用の学位論文を主指導教員の承認を受けて後期提出の場合は3月1日、前期提出の場合は9月20日（同日が休日に当たるときはその前日）までに電子媒体（CD）に登録し医学工学総合教育部長に提出する。
- ② 1ページ目には、審査用学位論文の扉と同様に、論文題目、山梨大学大学院医学工学総合教育部博士課程学位論文、修了年月及び氏名を記入する。職名、身分等は記入しない。
- ③ ファイル名は「【課程博士学位論文】氏名・修了年月」とする。
- ④ PDF形式で登録する。

6 論文目録

学位論文の内容に直接関係しすでに公表された論文について、様式2によって作成すること。

様式2の記入例

(A4判縦長)

※ 甲第 号	学位申請者氏名	山梨 太郎
論文目録		
1 学位論文題目 ○ ○ ○ ○ ○ ○ (和訳○ ○ ○ ○ ○ ○)		
2 関係論文		
○ (1) 論文題目 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 著者名 ○○○○年○○月 ○○学会誌 ○巻 ○号 ○頁～○頁 (本文との関連、第何章に対応)		
(2) 論文題目 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 著者名 ○○○○年○○月 雑誌等 ○巻 ○号 ○頁～○頁 (掲載決定) (本文との関連、第何章に対応)		
(3) . . . . .		
学位申請者 山梨 太郎 ㊟		

- (注) (1) ※印の欄は記入しないこと。  
 (2) 学位論文題目が英文の場合は、題目の下に和文を ( ) を付して併記する。  
 (3) 関連論文は発表年代順に記入し、題名、氏名、発表年月日、機関誌名、巻、号、ページ数の順に記入する。ただし、審査を受けて掲載された論文には番号の前に○印をつけること。  
 (4) 掲載決定通知書のあるものは、その写しを添付し、記載することができる。



8 履歴書

履歴書は様式5によって作成すること。

様式5の記入例

(A4判縦長)

※ 甲第 号	
履 歴 書	
ふりがな 氏 名 生年月日	やま なし た ろう 山 梨 太 郎 昭和 年 月 日 ( 歳)
本 籍	(都道府県名) 山梨県
現 住 所	山梨県甲府市武田四丁目3番11号
学 歴	
昭和〇年〇月〇日	〇〇〇大学〇〇〇学部〇〇学科 卒業
平成〇年〇月〇日	〇〇大学大学院〇〇〇専攻(専門課程) 修士課程入学
平成〇年〇月〇日	同上修了
平成〇年〇月〇日	〇〇大学大学院〇〇〇専攻(専門課程) 博士課程入学(現在在学中)
職 歴	
平成〇年〇月〇日	〇〇〇会社 入社
平成〇年〇月〇日	同社退職
平成〇年〇月〇日	〇〇省〇〇〇研究所入所 現在に至る。
学会活動等	
平成〇年〇月〇日	〇〇〇学会会員及び委員
平成〇年〇月〇日	〇〇〇学術調査
平成〇年〇月〇日	〇〇〇学術奨励金
受賞・資格	
平成〇年〇月〇日	受賞題目
平成〇年〇月〇日	技術士(〇〇部門)
上記のとおり相違ありません。 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
山 梨 太 郎 ㊞	

(注) (1) ※印の欄は記入しないこと。

(2) 年月日は申請日(論文提出日)とする。

(3) 氏名は戸籍のとおり記載し、通称・雅号等は一切用いない。  
(他の書類についても同様とする。)

(4) 外国人の生年月日は西暦で記入する。

(5) 本籍は、都道府県のみ記入する。(外国人は国籍を記入する。)

(6) 現住所は、住民票に記載されている住所(公称地名・地番)を記入する。

(7) 学歴欄は、原則として大学卒業以降について順を追って記入する。

(8) 職歴欄は、常勤の職について、その勤務先、職名を順を追って記入する。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては記入することが望ましい。また現職については、当該職について記入した箇所に「現在に至る。」と明記する。

(9) 学会活動等欄は、学位審査の参考になると思われる事項(学会会員、学術調査、学術奨励金等に関するもの)について、順を追って、事項別に記入する。

9 学位論文公表承諾書又は学位論文限定公表申請書

学位論文の全文をインターネットの利用により公表することができない、やむを得ない事由がある場合を除き、学位論文公表承諾書（様式11）を作成すること。

（やむを得ない事由の例）

- ① インターネットの利用による公表ができない内容を含む場合
  - 1) 立体形状による表現を含む場合
  - 2) 著作権や個人情報に係る制約がある場合
- ② インターネットの利用による公表により明らかな不利益が発生する場合
  - 1) 出版刊行されている、もしくは予定されている場合
  - 2) 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている場合
  - 3) 特許の申請がある、もしくは予定されている場合

(1) 学位論文公表承諾書

様式11によって作成すること。

様式11の記入例

(A4判縦長)

学位論文公表承諾書			
	平成	年	月 日
学 長 殿			
	大学院医学工学総合教育部		専攻
	学籍番号		
	申請者	山梨 太郎	㊟
論文題目			
上記の学位論文の全文をインターネットの利用により公表することを承諾します。			
	主指導教員		㊟

(注) 承諾書末尾に主指導教員の署名捺印を受けること。

(2) 学位論文限定公表申請書

学位論文の全文をインターネットの利用により公表することができない、やむを得ない理由がある場合のみ、様式12によって作成すること。

様式12の記入例

(A4判縦長)

学位論文限定公表申請書			
		平成	年 月 日
学	長	殿	
		大学院医学工学総合教育部	専攻
		学籍番号	
		申請者	山梨 太郎 ㊟
論文題目			
上記の学位論文の全文について、以下の事由により、インターネットの利用による公表が困難なため、要約の公表に代えさせていただきますようお願いいたします。			
なお、以下の事由が解消した場合は、全文をインターネットの利用により公表することを承諾します。			
また、以下の事由が解消しない場合においても、学位授与決定後〇〇年が経過した場合は、全文をインターネットの利用により公表することを承諾します。			
事由			
		主指導教員	㊟

(注) 申請書末尾に主指導教員の署名捺印を受けること。

## 10 研究共同者の同意承諾書

研究共同者の同意承諾書は、論文目録に記した関連論文の共著者が当該論文を申請者の学位論文の内容とすることを承諾し、併せて共著者本人の学位論文の内容とはしないことを誓約するための書類である。下記様式6によって作成すること。

様式6の記入例

(A4判縦長)

研究共同者の同意承諾書			
山梨太郎氏提出の学位論文に関して、私と共著（共同研究）の下記論文については、山梨太郎氏の学位論文の内容とすることを承諾し、私の学位論文としないことを誓約いたします。			
記			
1	「論文題目」……著者名……雑誌	巻	号（年月）
2	「論文題目」……著者名……雑誌	巻	号（年月）
3	「論文題目」……著者名……雑誌	巻	号（年月）
4	「論文題目」……著者名……雑誌	巻	号（年月）
平成〇〇年〇〇月〇〇日			
共著者（研究共同者） 氏名			⑩

(注) (1) 各共著者は、3部（うち写し2部）の同意承諾書を提出すること。なお、共著者のうち、学位（博士）を有する者については、提出の必要はない。

(2) 年月日は申請日（論文提出日）以前でなければならない。

(3) 共著者（研究共同者）が外国に在住しているときは、あらかじめ同意承諾書を取り寄せておくこと。

(4) 指導教員は提出の必要はない。

## 11 研究共同者の委任状

研究共同者の委任状は、学位論文が共著（共同研究）の場合、インターネットの利用による公表に係る判断を申請者に委任するための書類である。下記様式13によって作成すること。

様式13の記入例

(A4判縦長)

研究共同者の委任状		
私と共著（共同研究）である山梨太郎氏提出の下記学位論文について、インターネットの利用による公表に係る判断を山梨太郎氏に委任します。		
記		
論文題目		
平成〇〇年〇〇月〇〇日		
共著者（研究共同者） 氏名		⑩

(注) (1) 各共著者は、3部（うち写し2部）の委任状を提出すること。

(2) 年月日は申請日（論文提出日）以前でなければならない。

(3) 共著者（研究共同者）が外国に在住しているときは、あらかじめ委任状を取り寄せておくこと。

## 1.2 学位論文の公表について

(1) 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ここで、公表とは、当該博士の学位の授与に係る論文全文をインターネットの利用により、閲覧に供することができるようにすることである。

(2) 前記にかかわらず、医学工学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）がやむを得ないと認めたときは、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、教授会は請求があったときはその論文の全文を閲覧に供するものとする。

## C 課程修了によらない博士の学位

### 1 学位論文の審査申請書類等の種類及び提出部数

- |  |            |
|--|------------|
| (1) 学位論文審査申請書（様式7）                         | 1部         |
| (2) 論文（和文又は英文）（A4判、製本済）                    | 2部         |
| このほかに必要な提出部数は紹介教員の指示による。                   |            |
| (3) 論文目録（様式2）                              | 3部         |
| (4) 論文内容の要旨                                |            |
| 和文（様式3）及び英文（様式4）                           | 各3部        |
| (5) 履歴書（様式8）                               | 1部         |
| (6) 学位論文公表承諾書（様式14）又は<br>学位論文限定公表申請書（様式15） | 3部         |
| (7) 研究共同者の同意承諾書（様式6）                       | 3部（うち写し2部） |
| (8) 研究共同者の委任状（様式13）                        | 3部（うち写し2部） |

### 2 提出期限

提出時期は6月、9月及び12月とする。

### 3 学位論文審査手数料

学位論文審査手数料 57,000円

（学位論文審査手数料の改定が行われた場合には、改定時から新学位論文審査手数料が適用される。）

### 4 提出方法

(1) 論文提出に際しては、予め本医学工学総合教育部博士担当教員の承認（紹介した博士担当教員を「紹介教員」という。）を得ておくこと。

(2) 工学部事務部（電話（055）220-8730）に直接持参し、提出すること。

(3) 受付時間は、午前9時から11時30分まで、及び午後1時から4時までとする。

(4) 論文審査手数料の納入場所

論文審査手数料は、論文受付担当者の指示を受けて納入する。

### 5 留意事項

(1) 論文題目が英文の場合は、題目の下に和文を（ ）を付して併記する。

(2) 捺印箇所は各書類とも必要部数に同一の印鑑で直接朱肉を用いて捺印すること。ただし、外国人で印鑑を所有していない者は署名でもよい。

(3) 提出する書類が2部以上となるものは複写により作成してもよいが、長期保存に耐え得るものとする。

6 学位論文審査申請書

学位論文審査申請書は、様式7によって作成すること。

様式7の記入例

(A4判縦書き)

学位論文審査申請書			
		平成	年
		月	日
山梨大学大学院 医学工学総合教育部長 殿		申請者	
		住所	
		氏名	甲府 一郎 ㊟
論文題目			
山梨大学学位規程第6条の規定により、論文審査に必要な書類を提出します ので、審査をお願いします。			
紹介教員名			㊟

(注) 審査申請書末尾に紹介教員の署名捺印を受けること。

7 学位論文

(1) 審査用学位論文

- ① 論文は原則としてワードプロセッサを用いて作成する。A4判の長期保存に耐える用紙を用い、縦長横書きとし、1ページあたり全角文字で40字×45行を目安とする。
- ② 目次をつけページを記入する。各ページの下部中央にページ番号を「-〇〇-」のように入れる。
- ③ 論文は製本（糊付又は、それに相当する方法）する。
- ④ 製本した論文の表紙には、論文題目、修了年月及び氏名を記入する。背表紙には、論文題目及び氏名を記入する。職名、身分等は記入しない。
- ⑤ 論文の扉には、論文題目、山梨大学大学院医学工学総合教育部論文博士学位論文、修了年月及び氏名を記入する。

(学位論文の表紙の作成例)

(背)	(表 紙)	(学位論文の扉の作成例)
論 文 題 目	論 文 題 目	論 文 題 目
氏 名	〇〇〇〇年〇〇月 氏 名	山梨大学大学院 医学工学総合教育部 論文博士学位論文
		〇〇〇〇年〇〇月 氏 名

(2) 保存用論文

- ① 学位論文の審査及び最終試験終了後、保存用の学位論文を紹介教員の承認を受けて審査用学位論文の提出が6月の場合は9月、9月の場合は12月、12月の場合は翌年3月までに電子媒体（CD）に登録し医学工学総合教育部長に提出する。
- ② 1 ページ目には、審査用学位論文の扉と同様に、論文題目、山梨大学大学院医学工学総合教育部論文博士学位論文、修了年月及び氏名を記入する。職名、身分等は記入しない。
- ③ ファイル名は「【論文博士学位論文】氏名・修了年月」とする。
- ④ PDF形式で登録する。

8 論文目録

学位論文の内容に直接関係しすでに公表された論文について、様式2によって作成すること。

様式2の記入例

(A4判縦長)

※	乙第	号	学位申請者氏名	甲府 一郎
<p>論文目録</p> <p>1 学位論文題目  <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>                      (和訳<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>)</p> <p>2 関係論文</p> <p><input type="radio"/> (1) 論文題目 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>                      著者名                      ○○○○年○○月 ○○学会誌 ○巻 ○号 ○頁～○頁                      (本文との関連、第何章に対応)</p> <p>(2) 論文題目 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>                      著者名                      ○○○○年○○月 雑誌等 ○巻 ○号 ○頁～○頁                      (本文との関連、第何章に対応)</p> <p>(3) . . . . .</p> <p style="text-align: right;">学位申請者 甲府 一郎 ㊟</p>				

- (注) (1) ※印の欄は記入しないこと。  
 (2) 学位論文題目が英文の場合は、題目の下に和文を ( ) を付して併記する。  
 (3) 関連論文は発表年代順に記入し、題名、氏名、発表年月日、機関誌名、巻、号、ページ数の順に記入する。ただし、審査を受けて掲載された論文には番号の前に○印をつけること。  
 (4) 掲載決定通知書のあるものは、その写しを添付し、記載することができる。



10 履歴書

履歴書は様式8によって作成すること。

様式8の記入例

(A4判縦長)

※ 乙第 号		
履 歴 書		
ふりがな 氏名 生年月日	こう ふう いち ろう 甲 府 一 郎 昭和 年 月 日 ( ) 歳	男 ・ 女
本 籍	(都道府県名) 東京都	
現 住 所	山梨県甲府市武田四丁目3番11号	
連 絡 先	(電話 )	
学 歴		
昭和○年○月○日	○○○大学○○○学部○○学科 卒業	
昭和○年○月○日	○○大学大学院○○○専攻 (専門課程) 修士課程入学	
昭和○年○月○日	同上修了	
平成○年○月○日	○○大学大学院○○○専攻 (専門課程) 博士課程進 (入) 学	
平成○年○月○日	同上単位修得のうえ退学 (又は中途退学)	
職 歴		
昭和○年○月○日	○○○会社 入社	
昭和○年○月○日	同社退職	
平成○年○月○日	○○省○○○研究所入所	現在に至る。
学会活動等		
昭和○年○月○日	○○○学会会員及び委員	
平成○年○月○日	○○○学術調査	
平成○年○月○日	○○○学術奨励金	
受賞・資格		
昭和○年○月○日	受賞題目	
平成○年○月○日	技術士 (○○部門)	
上記のとおり相違ありません。 平成○○年○○月○○日		
甲 府 一 郎 ㊞		

- (注) (1) ※印の欄は記入しないこと。  
(2) 年月日は申請日 (論文提出日) とする。  
(3) 氏名は戸籍のとおり記載し、通称・雅号等は一切用いない。  
(他の書類についても同様とする。)  
(4) 外国人の生年月日は西暦で記入する。  
(5) 本籍は、都道府県のみ記入する。(外国人は国籍を記入する。)  
(6) 現住所は、住民票に記載されている住所 (公称地名・地番) を記入し、通信上必要がある場合は、団地名、宿舍名、番号等も記入する。  
(7) 学歴欄は、原則として大学卒業以降について順を追って記入する。  
(8) 職歴欄は、常勤の職について、その勤務先、職名を順を追って記入する。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては記入することが望ましい。また現職については、当該職について記入した箇所に「現在に至る。」と明記する。  
(9) 学会活動等欄は、学位審査の参考になるとと思われる事項 (学会会員、学術調査、学術奨励金等に関するもの) について、順を追って、事項別に記入する。

1 1 学位論文公表承諾書又は学位論文限定公表申請書

学位論文の全文をインターネットの利用により公表することができない、やむを得ない事由がある場合を除き、学位論文公表承諾書（様式14）を作成すること。

（やむを得ない事由の例）

- ① インターネットの利用による公表ができない内容を含む場合
  - 1) 立体形状による表現を含む場合
  - 2) 著作権や個人情報に係る制約がある場合
- ② インターネットの利用による公表により明らかな不利益が発生する場合
  - 1) 出版刊行されている、もしくは予定されている場合
  - 2) 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている場合
  - 3) 特許の申請がある、もしくは予定されている場合

(1) 学位論文公表承諾書

様式14によって作成すること。

様式14の記入例

(A4判縦長)

学位論文公表承諾書			
	平成	年	月 日
山梨大学長	殿		
	申請者		
	住所		
	氏名	甲府 一郎	㊟
論文題目			
上記の学位論文の全文をインターネットの利用により公表することを承諾します。			
	紹介教員		㊟

(注) 承諾書末尾に紹介教員の署名捺印を受けること。

(2) 学位論文限定公表申請書

学位論文の全文をインターネットの利用により公表することができない、やむを得ない事由がある場合のみ、様式15によって作成すること。

様式15の記入例

(A4判縦長)

学位論文限定公表申請書			
	平成	年	月 日
山梨大学長	殿		
	申 請 者		
	住 所		
	氏 名	甲府 一郎	㊟
論文題目			
<p>上記の学位論文の全文について、以下の事由により、インターネットの利用による公表が困難なため、要約の公表に代えさせていただきますようお願いします。</p> <p>なお、以下の事由が解消した場合は、全文をインターネットの利用により公表することを承諾します。</p> <p>また、以下の事由が解消しない場合においても、学位授与決定後〇〇年が経過した場合は、全文をインターネットの利用により公表することを承諾します。</p>			
事由			
		紹介教員	㊟

(注) 申請書末尾に紹介教員の署名捺印を受けること。

## 1 2 研究共同者の同意承諾書

研究共同者の同意承諾書は、論文目録に記した関連論文の共著者が当該論文を申請者の学位論文の内容とすることを承諾し、併せて共著者本人の学位論文の内容とはしないことを誓約するための書類である。下記様式6によって作成すること。

様式6の記入例

(A4判縦長)

研究共同者の同意承諾書			
甲府一郎氏提出の学位論文に関して、私と共著（共同研究）の下記論文については、甲府一郎氏の学位論文の内容とすることを承諾し、私の学位論文としないことを誓約いたします。			
記			
1	「論文題目」……著者名……雑誌	巻	号（年月）
2	「論文題目」……著者名……雑誌	巻	号（年月）
3	「論文題目」……著者名……雑誌	巻	号（年月）
4	「論文題目」……著者名……雑誌	巻	号（年月）
平成〇〇年〇〇月〇〇日			
共著者（研究共同者） 氏名			⑩

(注) (1) 各共著者は、3部（うち写し2部）の同意承諾書を提出すること。なお、共著者のうち、学位（博士）を有する者については、提出の必要はない。

(2) 年月日は申請日（論文提出日）以前でなければならない。

(3) 共著者（研究共同者）が外国に在住しているときは、あらかじめ同意承諾書を取り寄せておくこと。

(4) 紹介教員は提出の必要はない。

## 1 3 研究共同者の委任状

研究共同者の委任状は、学位論文が共著（共同研究）の場合、インターネットの利用による公表に係る判断を申請者に委任するための書類である。下記様式13によって作成すること。

様式13の記入例

(A4判縦長)

研究共同者の委任状		
私と共著（共同研究）である甲府一郎氏提出の下記学位論文について、インターネットの利用による公表に係る判断を山梨太郎氏に委任します。		
記		
論文題目		
平成〇〇年〇〇月〇〇日		
共著者（研究共同者） 氏名		⑩

(注) (1) 各共著者は、3部（うち写し2部）の委任状を提出すること。

(2) 年月日は申請日（論文提出日）以前でなければならない。

- (3) 共著者（研究共同者）が外国に在住しているときは、あらかじめ委任状を取り寄せておくこと。

#### 1.4 学位論文の公表について

- (1) 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ここで、公表とは、当該博士の学位の授与に係る論文全文をインターネットの利用により、閲覧に供することができるようにすることである。
- (2) 前記にかかわらず、医学工学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）がやむを得ないと認めたときは、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、教授会は請求があったときはその論文の全文を閲覧に供するものとする。